

令和5年色麻町議会定例会3月会議会議録(第5号)

令和5年3月9日(木曜日)午前10時00分開議

出席議員 13名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大内直子君 | 2番 | 佐藤忍君 |
| 3番 | 相原和洋君 | 4番 | 白井幸吉君 |
| 5番 | 河野諭君 | 6番 | 小川一男君 |
| 7番 | 佐藤貞善君 | 8番 | 工藤昭憲君 |
| 9番 | 今野公勇君 | 10番 | 天野秀実君 |
| 11番 | 山田康雄君 | 12番 | 福田弘君 |
| 13番 | 中山哲君 | | |

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

| | | | |
|-----|------|----|-------|
| 12番 | 福田弘君 | 1番 | 大内直子君 |
|-----|------|----|-------|

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------------|--------|
| 町長 | 早坂利悦君 |
| 副町長 | 山吹昭典君 |
| 総務課長 | 鶴谷康君 |
| 企画情報課長 | 菅原伸一郎君 |
| 町民生活課長 | 今野和則君 |
| 税務課長兼総合徴収対策室長 | 遠藤洋君 |
| 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長 | 浅野裕君 |
| 子育て支援室長 | 今野健君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 渡邊勝男君 |
| 産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長 | 山田栄男君 |
| 建設水道課長 | 高橋秀悦君 |
| 色麻保育所長 | 小山悦子君 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 清水保育所長 | 今 野 稔 君 |
| 教育長 | 半 田 宏 史 君 |
| 教育総務課長兼学校給食 センター所長 | 竹 荒 弘 君 |
| 社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長 | 山 崎 長 寿 君 |
| 農業委員会事務局長 | 高 橋 康 起 君 |
| 代表監査委員 | 早 坂 仁 一 君 |

職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 高 橋 正 彦 君 |
| 書 記 | 大 泉 信 也 君 |

議事日程 第5号

| | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |
| 日程第3 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第4号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第5 | 議案第5号 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算 （第2号） |
| 日程第6 | 議案第6号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算 （第4号） |
| 日程第7 | 議案第7号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第4号） |
| 日程第8 | 議案第8号 令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2号） |
| 日程第9 | 議案第9号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第10号 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算 （第2号） |
| 日程第11 | 議案第11号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4 号） |
| 日程第12 | 議案第12号 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第30号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第14 | 議案第13号 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す る条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 |

| | | |
|-------|--------|--|
| | | に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 色麻町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 色麻町青少年問題協議会条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第17号 | 色麻町屋外運動場設備及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第20 | 議案第19号 | 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について |

本日の会議に付した事件

| | | |
|-------|------------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 一般質問 | |
| 日程第3 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第4号 | 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第30号 | 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第10号） |

| | | |
|-------|--------|--|
| 日程第14 | 議案第13号 | 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 色麻町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 色麻町青少年問題協議会条例の一部改正について |

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、昨日町長提出の会議事件1か件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。追加された会議事件は、議案第30号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第10号）であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、12番福田 弘議員、1番大内直子議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、10番天野秀実議員の一般質問を継続いたします。10番天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） それでは、昨日に引き続き公社関係の質問をいたします。

それで、今日初めて聞く方もおられると思いますので、昨日、冒頭で入った段階で今

日になりましたので、おさらいをしておきます。

今定例議会の中で、町長はこのように答弁されております。このことをまとめておきました。

エゴマは産地間競争に敗れたのだと。なぜ敗れたのか。コロナだから。さらに、公社に金はないと。それはエゴマが公社の足を引っ張っているからだ。この公社の問題をどのようにするか、このことについて町長は町民の金で後始末をしたいと再三、議会でおっしゃってございました。町民の金で後始末をしないと生産者に迷惑がかけると。理屈は通ってますけども、非常におかしな話だと思います。

それと、さらに町長、副町長は、この破綻していることを知らなかったわけです、さっきまで。なぜ知らなかったのかというと、部下が教えてくれなかったから。また、課長は、会計士からの意見でも、平たく言うと、当たり前のことしか聞かされていなかったと。破綻しているとは思っていなかったと。そうすると、誰にも責任はないと。公社が破綻していることを本当に誰も知らなかったのだから、町民のお金でこれを解決しましょうということなんです。それでね、このロジックはね、このロジックそのものがね、破綻してるんですよ。考えていることが破綻してるわけだから、公社だって破綻したくもなるんじゃないですかね。誰も関心ないもの、これ。誰も知らないもの、破綻するまで。

そこでね、私、2月の末にステーキハウス、これを手がけた当時の県庁の職員がおりまして、この方は部長として仕事を行って、その後ですね、その後、宮城県信連の会長になられるんですよ。なぜ会長になったかっていうと、宮城県信連が破綻をしたもんですから、その後始末のために県の職員だったこの方が出向して、会長として立て直しをしたと、こういう経緯があるんですよ。それで、この方はね、色麻町というのは山にいっぱい杉が植わってるんですよ。この杉も活用してまちおこしをしようと。畜産の町なんですよ、色麻町は。この畜産を利用してまちおこしをしようと。米いっぱい作ってるんですよ。この米を利用してまちおこしをしようと。そこで間伐材流通センターという、町にある杉の間伐材をあそこに展示するんだということで、ステーキハウスをつかって立ち上げたときの職員だったんですよ。

それでね、この辺についてもっと詳しく触れたいんですが、時間がないもんですからね、要点に入りますけれども、宮城県信連がね、経済破綻したときがあったんですよ。そのためにそこに入っていったんです。何で破綻したかっていうと、隠したからなんです、隠したから。隠して隠し切れるうちはいいんですよ。隠してたものがね、隠し切れなくなって表に出たとき、手をつけられなくなってしまったと。それで、どうやってこの信連を立て直したのかという。そういうとき、我々も青年だったときに多少の関わりを持ったんですよ。これにね、似てるんですよ。隠したとは私は言いませんよ。隠したとは言わないんだけど、誰も知らなかったと言ってんの、破綻してたことを。それで、あれおかしいなと思って、よくよく見たらとっくに破綻しててね、気づいたときには手をつけらんなくなってるわけさ、ということなんです。それを町民の皆さんに後始末

をさせたいという、その提案なんですけどね。

そこでね、昨日私こういうこと言ったでしょ。気になる報道は自分のパソコンの中にね、ため込んでるんですよ、お気に入りの中に。そこでね、2月の末頃だったかな、こういう記事が出たんですよ。それで、たしかパソコンの中に入れてたなということですね、見直してみたんですが、こうなんです。皆さんも知っておられると思うんです、このことについては、私が知ってるくらいだから。これは、ある自治体の首長が第三セクターの不祥事の責任を取り、3月31日付で辞職する意向を表明したとの報道があったと。私はね、この69歳の首長、確かにね、何にも知らなかったんです、と思います。知らなかったんですが、彼は知らなかったという責任が発生するという判断をしたんですよ。それで何て言ったかということ、副社長に任せっきりで監督責任を感じていると、自治体としての責任を取るという判断をしたと。

私言ってるのはね、いろんな責任の取り方があると思います。辞めるという、この責任を取って辞めるという、責任を取って立て直すという。昨日までの議論を聞くと、改善計画をつくって公社を維持していくんだと、要するに立て直していくということ言ってるんですよ、破綻してるところをね。破綻している会社を立て直すには、それなりのやり方があるんですよ。

そこでね、どなたでもいいですから、的確に答えられる方に答えていただかなくちゃならないんだが、株式会社色麻町産業開発公社、これが再三言われているように、資金不足に陥ったようです。内部のことは、私、見ていないから分かりませんが、いろんな話を総合的に判断すると、資金不足に陥ってしまったと。そこで、この会社がこれから健全に運営していくためには、資金不足に陥った資金を何とかしなくちゃならないということは、私たち素人でも分かるんです。さて、そのとき、この不足する資金をどのようにして確保することになっているのか。町長は町からの、恐らく一般会計だと思えますけども、ここから入れ込むと、そうすれば解決するじゃないかと。私は解決しないと思うんですけどもね、これね。今年ばかりじゃなくて、来年も再来年もこれありますからね。そこで端的に、正確にお伺いしておきます、一般論としてね。どのようにして資金を確保することになってますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、責任はないような話、今されましたけれども、責任はないって言ってるわけではないんですよ。公社にも確かに経営責任はありますし、町としましても監督責任はあるというふうに思ってますので、責任は決してないというようなことは言ったつもりはございません。まだ、いろいろ今指摘を受けましたけれども、確かに公社の状況については、知らなかったからいいということは、言っているつもりはございません。確かに報告を受けようとしなかったことももちろんあるわけですし、報告しなかったそのことも問題でもあります。それはそのとおりで、言われたとおりであります。

そして、このエゴマ関係について、これはコロナが原因というのも一つはもちろんあ

るわけです。これはこれまで言ってきたとおりです。それから、実際にこの公社の経営に大分、今マイナス要因になっている大きい一つが、やっぱりエゴマ関係だということにはなります。ですから、このエゴマの取扱いをどうするかということでの皆さんからの質問であり、私もこれまでの考えを申し上げたつもりですけれども、生産者が、今この生産者、4年産のエゴマの生産したものを公社が買い取れないという状況を、それに対して私はやはり公金をこれに充てる以外はないというふうに思ってるんです。町から出る金は全て公金ですけれども、これまでの、例えば昨日もちよっと触れましたけれども、米価の下落であったり、あるいは餌の高騰による支えであったり、あるいは和牛関係の素牛の導入に対する町の資金提供であったり、全てそれは確かに公金ですよ。公金って言われれば、税金も含めたいわゆる公金ですね、そういうことになります。ですから、公金でこれをやはり支えるというしかないなという判断はしております。

それから、この資金繰りについては、まだ役員の人たちとの直接の話は私しておりませんけれども、この議会に入りましたんでしておりませんけれども、改善計画が出されました。確かに今、改善計画、まだ大ざっぱにしか見てませんけれども、厳しい内容だということは重々承知をしております。

そして、もっと突き詰めれば、このエゴマ関係を、今あるエゴマは別として、エゴマ関係を離して、そして今のこのふるさと、それから積水、それからかつぱのゆの食堂、この3つだけ運営するということになれば、これは決して負担にはならない状況にあると思います。これはもちろんお客さん商売ですから、お客さん来なければ駄目ですけれども、お客さんを呼び込める努力をしながらやれば、その3つだけであればいいだろうということもあるんですけれども、ただ、そのときに本町として、これまで特産としてエゴマを育ててきた、そしてエゴマをここまで来た、それを捨てるのはいかがなものかというふうに思ってます。ですから、これを町で公金であっても支えて、やはり町の特産としてのエゴマということについては、これはやっぱり前任者が努力をしてきたものですから、何とかこれを支えていきたいという思いで私としては思っております。今の状況については、このような考えだけしか言うことはできておりません。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ここまで15分使ったんだけどね、今、全然答えてないのね、質問にね。資金不足に陥ったとき、どうやって資金を確保するんだと聞いたの。そしたら何も答えてない。そのとき公金を投入したいと言ってるだけなの、公の金ね。株式会社に公金を投入したいと。私もね、その生産者に対してはしっかりとお金を支払う必要があると思ってるんですよ。ただ、町長の考え方と私の考え方はね、多分ね、全然違うと思うんですよ、その支払い方。場合によってはね、違法な支出をしてまでもね、これはやるべきだと、議会の皆さん、頼むと言ってるわけさ、これまで。じゃあ町で買い上げたエゴマはその後どうすんのと、そういう質問あったけども、いや、その後はよく分かんないわけさ。これね、こういうあれですよ、議員への問いかけというのは、私はまずいと思いますよ。それでね、町長が答えられないんだから、財政当局でよろしいですか

ら、株式会社というのはどうやって資金を確保するんですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局は借入れをして今までは資金をつくってきたわけですね。それ以外はないんですよ。私はさっきちょっと言われましたけれども、町で買うって言えば、それはちょっと語弊あるかもしれませんが、この買うための金を提供するというふうになります。結果的には町で買ったのと同じようだなと言われてればそれなんですけれども、公社のほうにその金を出さざるを得ないだろうと、こういうふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 銀行からの借入れと、それから公金のつぎ込みしかないと考えているのであれば、これ以上私は言いません。そう考えてるんだから。株式会社がどうやって資金を調達するんですかと聞いたときね、銀行からの借入れと公金の収入。あと皆さん何も言わないようですから、私からは言いません、それね。

この前ね、県の部長をやった方、桜ヶ丘にいるんですよ。それでね、野菜を持って久々に訪ねていきました。もちろん信連の立て直しにも、最後それを仕事としてやって引退された方ですけどもね。そのときね、この公社っていうのは、単にお金をつぎ込めばそれでいいとかというのではなくて、運動として捉えてたんですよ、運動として。色麻町の特産の杉、杉を使ったログハウスをそこに建てると。流通センターだよと、これは色麻町の杉で建てた建物だよと。宣伝になるじゃないですか。そして、色麻町の特産である畜産、その牛のステーキをそこで提供するんだよと。実際、色麻町の牛かどうかっていうのは、私もちょっと自信はないんですけどもね、でも、そういうことだったんですよ。それで、そこで色麻町のお米を提供すると。そしてそのときね、県庁の職員の方々の家族とか、それから友達とか、いっぱい仙台から来たんですよ。それはね、側面的にね、応援してくれた。だから皆さん不思議だったと思いますけども、いや、これ口づてで仙台の人たちにもこのステーキハウスが有名になってるんだなど。有名にはなっていたんでしょうけれども、そうやってね、みんなで支えた。あそこの白松がモナカの社員の人たちも、色麻に来たときは、そこでステーキを食べて帰っていったんですよ。そうやってみんなでそれ支えてきた。それで、前町長のときは、あそこにパークゴルフ場、これはね、職員の皆さんがね、努力して、無奉仕でつくっていただいたようなものなんですよ。それからサッカー場、いろいろそこに発展させるための肉づけをやってきたと。

私ね、気になってたのは、町の産業でも、それから公社でも、何も肉づけをしないまま、そのままほったらかしにしてしまったのではないかという、そういう危惧を持ってたんですよ。ほったらかしにしてれば誰も興味ないですよ。破綻しても気づかないんだから。そして、資金の調達の仕方を私は聞いた。そしたら、これ多分、違法なことになるかもしれないなと私思うんだけどもね、議員の皆さん、議会で公金をつけることを了解してくださいと言わんばかりの話なんだ。それから、あとほかに何かあるのかと聞いて

たら、銀行からの借入れだと。それでは、私はこれ以上のことは言わないと。これはね、私は落とすところが非常に難しいと思ってるんで。ただ、町長、副町長が腹を決めないと、誰もこの話には乗ってこない。町民の金だけで、町民の金だけでこれを閉じようとしたら、誰もこれ乗ってこない。腹が決まないとね、これはね、落とせない問題なんですよということなの。場合によっては多数決でね、多数決でこれ通るかもしれないです、町長の提案がね。ただ、その後ね、もしかしたら結構いろいろ考えなければならぬことが出る可能性だってあるわけさ。これは腹を決めてもらわないと生産者の方にも迷惑をかけると。それで、私もこれは、生産者の方々には、しっかりと約束していたものは支払わなければならないと、こういう思いを持ってるんです。それでね、もう一度しっかりとどのようにして落とすのかと、落とすところはどこなのかということについて私は検討されることがよろしいのではないかと。議会に金をつけてくれということで頑張ってますけどもね、それだけではないんじゃないかと私は思ってます。

それで、もう一度伺いますが、町長は、生産者に払うお金を議会で公金の中から支出をすればそれで解決できる問題だとお考えになっていると私は受け取ったんですが、それでよろしいのかどうか、最後にお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 差し当たって、今一番問題となっているのは、令和4年産のエゴマの生産者へのいわゆる精算だということでありまして、この買い付けの金がないということがここに出されてきました。ですので、この金額については公金で、結局は公社のほうへ補助をすると。そして、その金で支払いをしてもらうというふうな形にならざるを得ないのかなという思いであります。いろいろこれからの資金繰りについては、具体的にちょっと相談しなくちゃ分からないところがありますので、これからのことについては、まだ今のところは、しっかりしたものはありません。今まずもって当面の課題をこのように考えて言ったということでありまして。

○議長（中山 哲君） 以上で、10番天野秀実議員の一般質問が終わりました。

次に、3番相原和洋議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。3番相原和洋議員。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） おはようございます。

連日一般質問を承る町長、お疲れではございませんか、大丈夫ですか。

私のほうで今回通告してる案件について、随時質問をさせていただきます。2案件出しております。

町長任期になって2か年、8年。再三、町長とは教育問題及び財政問題についてはやらしていただいております。今回も教育問題及び財政問題ということで御質問をまずさせていただきますということを冒頭に申し上げておきます。

まず初めに、義務教育学校について。

5番議員、あとは9番議員からもこれは、所管の委員長、副委員長ですので、質問な

されたんだろうと。私のほうもちょっとね、ここの部分気になりまして、今回質問させていただきます。

昨年の12月会議で義務教育学校の設置に伴う関係条例に関する内容を提案され、条例の一部改定、名前を変えるということで議会は可決し、義務教育学校に4月1日から移行するという話になりました。ただ、教育委員会として議員各位及び学校の保護者関係に対しては、5番議員も言っていましたけども、A4、1枚の紙配付、その後いろいろ渡してるみたいですけども、詳細等については、4月1日から義務教育学校に変わるんだよという話で大きな変更がないようなお話を承っております。ただ、義務教育学校へ移行するという事は、今までも小中一貫校を基に、何かがよくなり、何かが変わり、これをやることにより児童・生徒の向上に何がつながるのか、そういった部分、多分具体的に考えていらっしゃるんだろうと思ひまして、ただ、私どもにはそういった部分が明確には出されておられません。保護者の皆さんも多分そうだと思いますよ。そういったことを具体的に、あからさまに出していただければと思ひまして質問をさせていただきます。

まず初めに、義務教育学校とは何でしょうか。また、このような、今回、色麻学園になるということなんですけども、児童・生徒に対して具体的にどういった効果がこれまでの9年間の一貫教育から変わり出るのか。その差異について9年間の検証、エビデンス、根拠はどういったものを基にして図られるのか、まずその点をお尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原和洋議員の質問に答えたいと思ひます。

まず、どんな学園になるのか、あるいは具体的な効果・検証ということで最初の質問があったようですし、具体的な内容についてはメリット・デメリットということになるんでしょうが、その件については教育長のほうから答弁をさせたいと思ひます。

まず、どんな学園になるのかということですので、現在の色麻小中学校は既に校舎一体型の小中一貫校のため、大きな違いはありません。しかし、あくまでも小学校1校、中学校1校という形でしたので、おのおの入学式や卒業式を実施しておりました。義務教育学校では、正式に1年生で入学式を行い、9年生で卒業式を実施することになります。正式に義務教育学校という一つの学校になり、小学校のあるいは中学校のという教職員の垣根がなくなりますので、これまで進めてきた小中一貫教育を一層充実できるものと期待をしております。

検証については、これまで同様の保護者アンケートなどの諸調査や、新たに発足する学校運営協議会での審議を通して行うことになると思ひます。具体的なメリット・デメリットについては、教育長から答弁させたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、町長の答弁の中で、小中一貫校から、一体型の小中一貫校ですか、のため、大きな違いはありませんという答弁でございました。町長、これ見たことありますよね。昨年の12月、小中一貫校から義務教育学校へということで、保護者の

方なり議員に多分配付した資料でございます。これ見て、簡単に質問なんですけど、分かります、極端に変わった。大きな違いがありませんって今、町長言われましたよね。義務教育学校って2016年に国の制度化で変わったわけですよ。その定義の中にどういったものがあるか御存じでございますか。小中ギャップをなくして、児童・生徒の学力向上につなげるものとして、さらなる進化した授業教育だということは国の文科省で示しております。それが大きな違いがないという発言になると、これまた大きな問題ではないかなと。これ一つ見たって違うところあるじゃないですか。今回、校長だけではなくて、副校長もつくんですよ、人事面。これ違い、大きな違いじゃないんですか、一つね。そのあたり、人事面として学校のトップマネジメントをする方々が充実される、そういったことを考えれば、人事面も含め違うんではないかなと。

また、キャリアマネジメントというのが今回、義務教育学校の中でできるわけですよ。さっき町長、小中一貫校でできなかった、再三、教育長も答弁している垣根がなくなりますよと、小学校と中学校の先生方。だからどっちにも行き来しやすいんだと。兼務発動もせず柔軟な対応ができる。そういったものを加味すれば、いろんな考え方できるんじゃないですか。大きな違いってそういうことじゃないですか。違いがないということで片づけられると、これも困るかなと。しからば、今までの検証をどのようにしてきたのか。ここにね、町長にお尋ねしますよ。令和3年・4年の学校要覧というのがありません。見たことございますか。まずお尋ねします。見たことございますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容については、しっかり把握したわけではないんですけど、見たことあるかと言われたら見たことあります。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 私も久しぶりに見ました。中身、一言一句、一切変わりございません。ということは、検証をどのようにしてきたのかなというものがちょっと私は疑問視を受けます。なおかつ事務事業評価、一つここにありますよね、令和4年、この間発布になってます。町長、見られてますか。パソコンで見られてますか。答弁を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この関係についての事務事業評価については、確認をしておりません。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 見ましょうよ、町長。自分の政策、施策に関わる問題ですよ、これ。今ここでそれを引っ張っても時間足りなくなりますから、簡単に申します。

この中に学校教育の充実ということがございます。交流事業なりソーシャルワーカー、子どものケアハウス運営、学校の理事協議、あとは振興事業等々載っています。この中でね、見ていって、これは次の質問にもつながるんですけども、妥協性、有効性、効率性という文言が載っております。それを基にして各事業課が分析した結果が載っているという内容でございますけれども、有効性見るとね、この中でちょっと字が小さいんで

すけどもね、事業の成果活動の目標値に対しての実績はどうかという部分について、成果指標が設定困難となっているんですよ、学校教育の部分。ほぼほぼ困難なんですよ。困難な中で今回大きな違いがなく、より一層できる授業を期待すると町長は答弁しておりますけども、検証については保護者のアンケートとかそういったことを行って、その上で今回、学校運営協議会、コミュニティ・スクールを提示すると、制度化するというお話もなっているみたいでございます。甚だちょっとそのあたりに疑問視を持つんですけども、まずどうなのかなと、このあたり町長に聞いてもなかなかね、学校問題出ないでしょうから、教育長に聞いたほうがいいのかと。カリキュラムマネジメントっていうのは御存じだと思います、教育長ね。例えばね、1年生で英語を専攻してもできる、5年生の段階、中学校の授業を、今回7年生以降ということになるのかな、そういった部分を先取りもできる。そういったことをどのように今後進めていくのか。トップリーダーのここはエビデンス、根拠を基にしてマネジメントしなぐないですよ。これは校長先生及び多分、副校長先生になるのかどうか、私、分かりかねます。ただ、トップは、学校は校長先生ですから、校長先生のビジョンがしっかりと示されないとなかなか。その点、どのようにお聞きしているのか、まずお尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） カリキュラムマネジメントについてはですね、今の現行指導要領が導入される前からですね、いわゆる校長にとって重要な力だということが言われております。この学校の教育課程というのがですね、もう編成の裁量というのは校長にございますが、基本的には学校で教育課程を編成するものでございますが、それに際して教育委員会は指導支援、根本的には年度当初に色麻業務教育というように大きな方針を示してですね、それに伴って教育課程を編んでいくというような建前にこれなっております。そして、その教育課程は校長が教育委員会に、このように教育計画という形で届け出るという、届出制ということになっております。それで、先ほどお話ありました学校要覧についてはですね、あくまで根幹の部分、教育目標とかが示してありますので、私もなんですが、大きな教育目標っていうのは、なかなか短いスパンでは変わっていくもんでありません。大きなところでは、私の経験した学校では、50周年記念を契機に変えたということもありますので、この根幹の部分は昨年度と変わりはないんじゃないかという、同じこともあり得ると思います。ただし、それが中身を全て変えてないとか、そういうわけではなくてですね、いわゆるいろんな教育計画の部分で、学校ではですね、学校の学校評価、これは教職員がする評価、それから保護者の評価等ですね、それから今まで現行制度では評議委員会などの御意見をいただいたことを参考にいろんな教育計画を、いわゆる改善しながら努めているというのが学校であります。

今回の義務教育学校化についてですね、再三申し上げている、大きく変わりませんというのは、いわゆる副校長が配当されるとかですね、それから、あと、いわゆる本当に一つの学校になりますよと、制度上ね。そういう制度上、具体的に変わることはありますが、今までの学校の流れ、26年度に開校した小中一貫校9年間の流れというのは、大

大きく変わりませんよと。それはなぜかという、もう26年度に、小中一貫校色麻学園を開校するとき、義務教育学校というのを見据えて私は学校が開校されたものだと思っています。それは、例えば教育計画を見ても、学校要覧に示されている、いわゆる学校経営方針にしても、そっからも読み取れます。例えば、それはなぜかという、制度上、小学校と中学校、今まで別であっても、色麻学園は既に9年間の義務教育を一貫して教育をしようということで、開校以来ですね、一つの教育目標、それから、大きく分けては9年間の教育課程をですね、前期、中期、後期と分けた、いわゆる生徒像・児童像とかをつくって教育に取り組んできました。今回の義務教育学校に当たって、これをきっかけにしてですね、さらにこの小中一貫教育を充実させようということで、校長先生、学校にお願いをしてですね、いわゆる教育課程を編成していただいているところでございます。そのいわゆる根本的な部分がですね、先日に行われました準備委員会で、いわゆる承認されて、義務教育学校の開校に、具体的に今進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、教育長からいろいろと御説明、・・・をいただきました。学校の授業計画をまず通告制で提案してそれを進めるんだというお話で、そこは分かりました。これにこれ以上引っかかると先が進みませんので、次に入りたいと思います。

2つ目として、今までの義務教育学校とは何が違い、先ほど町長が言ったメリット・デメリットとは何でしょうか。また、いじめ、不登校の現状を、どのように現状を分析し、今までの対応、対策の結果、その成果はどうだったのか、課題は何だったのか、それを今後、義務教育学校にどのように反映していくのかを、まずお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） それではお答えいたします。

義務教育学校の主なメリットは、小中ギャップの緩和・解消、系統性・連続性を意識した小中一貫教育、異学年交流による精神的な発達、継続的な生徒に対する指導。

デメリットは、中高一貫教育との整合性、小学校卒業の達成感の喪失、リーダーシップや自主性を養う機会の減少、学年数、学級数の増加による施設利用頻度の減少と言われております。これは小中一貫教育の学校でも同じだと思います。

次に、いじめ、不登校の現状でございますが、令和5年1月末現在では、小学校で11件、中学校で4件となります。これはいじめですね。指導を行った後、現在は観察中ということになっております。また、不登校については小学校で3件、中学校で10件となっております。

いじめの内容については、小学校11件のうち、多くは嫌がらせや悪口の類いから掲示物へのいたづら、悪口を書いた手紙による嫌がらせでした。また、中学校については、悪口や、部活動やスポーツ少年団の悪ふざけなどとなっております。いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、早期発見・早期対処を心がけ、全ての児童・生徒

を対象に、いじめに向かわせない、いじめの未然防止のための指導に取り組んでいます。

不登校については小学校で3人、中学校で10人となっております。児童・生徒全体の出現率は小学校で0.97%、中学校では5.71%となっております。小学校3人、中学校10人については、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもの心のケアハウスなどつながっております。不登校の定義は年間欠席累計が30以上となっておりますので、4月には零人であっても月が経過すれば増えていくという現状でございます。

いじめ、不登校対策については、継続的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、関係機関が一堂に会する場を設け、情報共有を行い、アイチェック等の諸検査を活用し、困り感のある子供を早期発見し、児童・生徒が登校をしたくなるような学校づくりを行っていきたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 教育長から懇切丁寧な説明をいただきました。義務教育学校のメリット・デメリット、小中ギャップの緩和・緩衝、あとは継続的な生徒に対する指導ですか。私、個人的に指導というのは教育上あんまり使いたくないんです、支援じゃないのかなと思うんですけどね。

あと、デメリットについては、小中一貫校の整合性の問題、あとは小学校の卒業の達成感の喪失、あと、ちょっと分からないのが学年数、学級数の増加、9年生になって学級数は当然増えるのが当たり前です。施設利用の頻度の減というのは何なのかなとちょっと気になりましたが、その点についてちょっとお尋ねをしようかなと思います。一つね、教育長にお話ししておきたいなど。この中の継続的な生徒に対する指導という、今回メリットで出てきてます。この継続的なというのはどういった意味で取ればいいのかなど。一昨年、私、とある父兄にこういうお話をいただきました。町長も聞いてくださいよ。学年が変わって前の担任の先生に保護者の方が御挨拶をしたところ、挨拶の声も返ってこなかったと。学校って、先生ってそういうとこなんですかねということ、私、投げかけされました。これ校長先生も聞いている話ですからね。教育長、聞いたことがありますか。まずお尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） そういうお話を聞いたことがあります。この例だけにこだわらず、学校行っても挨拶を返されなかったとかですね、そういうことがございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） そうすれば、さっきの学校要覧の根幹の部分、この中に目指す教師像というのがあるんですよ。あと町長、後で見てくださいね、目指す教師像っていうのがありますから。あくまでこれ理想を掲げて、理想で終わってるような話なんですよ、教育長。やっぱりね、挨拶運動、学校でやってるんですから、子供たちが。その手本になる先生がそういったことではいかなるものかなって、一つ、今いる先生と言いません。そういったことのないようにね、やっぱり指導を、これこそ指導ですよ、校長先生か

らきつく先生方にしていただきたい。まず挨拶のできない先生が教育をするということ自体がどうなのか。礼に始まって礼に終わるのが全てだと思うんですよ、礼節という言葉がございます。しっかりとその点を含んでこのメリットを生かしていただきたいというのが一つあります。

あと、このギャップの部分については、再三、保護者の方もやっぱり気にしている小学校の卒業及び中学校に行く入学式、再三、5番議員及び8番議員のほうには答弁、教育長してますから、あえてここでは求めません。達成感の喪失のないようなグランドビジョンをしっかりとここはつくっていただきたいと思いますので、それはケイシしながら見ていきます。

いじめ、不登校についての現状及び内容については、先ほど答弁をいただいています。いじめについては、現在、小学校11件、中学校で4件、令和5年の1月っていうことは、令和4年分の中身ということでお尋ねをしておけばいいのかなと。この件、前に町長にも質問しましたよね、いじめ不登校について、再三。あの頃と件数さほど変わらないんですよ。9年間やってきて小中ギャップはなくすものの、逆にそういった部分の、やりやうがない部分が起きているという気がしております。ただ、指導をして、これ指導って、誰に対しての指導か分かりませんが、どの方に指導して、その後、観察中となります。何をどのように観察するのか。これ文科省の指針で観察中という言葉になってからそうなんだって話すればそれで終わるんですけども、教育長として現場を見てる限り、その観察というのは、学校の先生はどのように観察をして、今後どのように対処してんのかなというのが、多分聞き及んでるのではないかと思います。その点がどうなのか、今までのその部分。まず、いじめについてお尋ねしますよ。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） いじめの前に、先ほどの挨拶の考え、私も相原議員と同じでございます。これはこれまでもですね、教育長になる前からですね、校長であっても、一教員であっても、そういうふうにお話はしてきました。そういう誤解、誤解であればいいんですけど、そういうことがないようにですね、お話は、校長を通して話しているところですが、再度、校長会議等でお話をしたいと思います。

それから、いじめ、不登校の数が変わらないということではありますが、私、前にもこれお話し申し上げたんですけど、いじめと不登校と、何ていうんですか、捉える、捉え方を、私は非常に広く捉えるようにしております。それは、そういうことによって、何なのか、見落としてしまうことがないようにしております。例えばいじめの認知については、学校では最近、これは前からやっている学校生活アンケートという、児童・生徒にやってるんです。その中で、困っていることに出されたときに、例えばいじめのような訴えがあった場合ですね、ある程度聞き取りをして話をしているうちに、ああそれは違う、誤解なんだねということがあったときは、いじめというふうにはしてありませんでしたが、今はもう困り感があるということが訴えられた時点で、いじめとして認定をして対応をしております、学校で。学校で指導というのは何かというと、まず一般

的なのは、まず双方の聞き取りをして、例えばそういう事実や誤解でもそうなのであった場合はですね、双方にお話をして、それから双方の保護者にもいわゆるお話をすると。場合によっては児童・生徒同士の話になるという場合もございます。それを一旦して、区切りがついた時点で観察というのは、教職員全員で見守って、その後、そのことに関わるようないじめがないかどうか、新たないじめがないかどうか、それから新たな訴えがないかどうかを観察する、最低、今3か月ですね、そういうのは見て、それが全てなくなったという本人に確認をし、あと、保護者にもお話をし、もう大丈夫ですということになればいじめ解消という、しております。その観察というのは、見守って、そういうことがないように、守るべきことを守りながら見守っているという状態でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「構いません」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。3番相原和洋議員。どうぞ。

○3番（相原和洋君） 引き続き質問をさせていただきます。

先ほど来、教育長について、観察中についての定義等もお話をいただきました。ただね、教育長に言いたいことは一言。いじめが起きている現場って、大人がいない、知らない現場で起きてんですよ。町長、さっきの質問と一緒に、知らないって話できねえんだからね。あくまでも大人がいれば、いじめは極力なくせると私思うんですよ。学校もね、起きてるのを検証してみると休み時間、放課後、先生方がいないところで起きてる話みたいです、これ。そういったところに対しての対応を今後どう図るか。これだって義務教育学校の中でね、今後ね、考えたくない対策だと思いますよ。ここの部分はしっかりとね、対策していただきたい。なおかつ、いじめがなくなれば不登校だって少なくなっと思うんですよ。そういったことをしっかりと今後、検証していただきながら進めていただきたいと思います。

時間もないので続けます。コミュニティ・スクール制度とは何でしょうか、お尋ねしときます。簡単をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではお答えします。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことをいいます。学校運営協議会は、地域とともにある学校づくりを進めるため、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な学校への支援について協議する合議制の機関となります。学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させるための協議や、基本方針の承認を行う学校運営の強化を図るための仕組みです。学校運営協議会の主な3つの役割は、次の3点となります。

1、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

2、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる。

3、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。

なお、委員につきましては教育委員会が任命し、非常勤の特別職の地方公務員となります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、教育総務課長から答弁をいただきました。簡単に言うと、学校運営協議会の主な役割は3点あると。校長が作成する学校運営基本方針、校長のグラウンドデザインというやつかな、ビジョンというのかな、それを承認する。また、学校に対して、教育委員会もしくは校長に意見を述べる。あとは、教員の任用に関しての意見を述べると、それを教育委員会に対してね、この3点だという話でございます。なお、この方々って非常勤特別職の地方公務員に当たるということでございますんで、どう取ればいいのか、これな。まず学校運営協議会、コミュニティ・スクール制度は、もう設置なされたんでしょうか、まずお尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

学校運営協議会につきましては、まだ委員等の任命等は行っておりません。一応、規則等については、案という段階で今持っております、そちらを3月の教育委員会の定例会のほうにかける予定としております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） まだ設置はしていないと、3月の教育委員会会議にそれを諮るというお話でございます。ただ、この方が特別職の地方公務員ということは、地方自治法203条の2項及び条例24条、報酬及び費用弁償という項目が町の部分にございます。これに抵触するのではないかなと。そうなると、会議規則、要綱もつくらなくては行けない。当然、3月にかけるってということは、この会議規則、要綱はつくられてるところは御承知してよろしいのかどうか。つくってないって話は多分言わないと思いますんでね、その点どうなのか。先ほどの条例等を核とするのかを含め、まず2点お尋ねしとき

ます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

学校運営協議会規則というものを定める予定にしております。なお、今3月の会議のほうの条例改正の中で、この学校運営協議会委員の報酬について改正をする予定にしております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 1点だけお尋ねというか、これ私としてのね、お願いと言っているのかどうか。この運営協議会、設置する中で、有識者という方、多分入れられると思います。これを、CSマイスターっていうのは、全国にいるのは御承知だと思います。この方をここに誘致して入れるのか、御意見をいただくのか、そういったことを加味して先ほどの会議規則、要綱及び条例の改正を諮るのかどうか、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではお答えいたします。

CSマイスターということで、コミュニティ・スクールのマイスターのことをおっしゃってるのかなと思います。今のところ、学識経験者という枠がございます。その中でその方、宮城県の中ですと、一番有名なところは石巻さんにはいるはずなんですけれども、そちらの方に打診してオーケーいただけるかどうか、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。人選についてはこちらでまだ行っておりませんので、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） まだ出来上がってないものでございますので、これ以上やっても仕方がございません。出来上がったらまた御質問させていただきます。

続いての質問です。ICTの現状の活用状況、また、課題やICT活用によるGIGAスクール、これによるさらなる利活用方法について、どうなっているのかお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではお答えいたします。

GIGAスクールの現状の活用状況はというところと、利活用方法はというところでございます。こちらのGIGAスクール関連の備品につきましては、令和2年度予算でタブレットやタッチペン、電源保管庫、プロジェクターなどを購入し、購入がですね、年度末ということでございましたので、実際に運用を始めたのは令和3年度となります。令和4年度におきましては、日々の授業ではもちろん、持ち帰り学習などで活用しております。令和5年度にはさらなる活用をしていきたいと考えております。

課題といたしましては、現在コロナ禍でありますので、コロナの陽性者並びに濃厚接触者になった児童・生徒に対して、学級で授業を行いながら、その授業をライブ配信す

ることができない状況にありますので、その改善について、今、学校と検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 令和2年にね、町では約1億円近い金、9億四千何がしって金、これつけてるわけですよ、国から100%の補助金というものに。ただ、それだけ色麻町は教育に力を入れたいということですよ、町長ね。そういったことを加味して令和3年・4年、2年間活用・運用してきているにもかかわらず、ここでね、ちょっと気になる、課題、自分たちで分かってんですよ。授業のライブ配信をすることができない。これも私、とある父兄に言われました。不登校のお子さんがある家庭でございまして。学校から提案されました。学校の授業風景なんかを見ることができるとですよと令和3年に言われたんですよ、令和3年に。それがいまだにできない状況にある。それに対して学校から保護者のほうにしっかりと説明が行ってないって話に来てんですよ。そういったことをやっぱり教育委員会ではしっかりチェックしていらっしゃるとは思うんですが、学校にどういった指導をしながらできるようにするのか、また、教育長はそれを町長にどのように話をしながら、せっかくこれすばらしいもの、2020年に1人1台というタブレットを持つ時代に来たということで、Society 5.0って教育長、言いましたよね。町長も聞いてると思います。そういったことを加味すると、どうなのかなと。また、5年度にはさらなる活用をしていきたいと、具体的にどういった活用をすんのか。する考えがあるかないか、取りあえずお尋ねしときます。あるんでしょうけども。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） ただいまのライブ配信についても、活用してから、してきたからこそ分かった事実で、これは早急に対応しなくちゃいけないなと考えております。例えば、全校一斉に休業とかした場合は、配信はできるんですが、いわゆる学校をやりながら、個々の何人かの家庭やお子さんのとこにというのが、今、現状では機器の関係でできない状態にある。その辺の克服としては、一つはですね、担任を据えない、先生の機器を、その場だけとは考えておりますが、その辺も今学校を含め検討しているところでございます。その他の活用についてはですね、本当は、色麻学園については、私は随分進んでいると思います。この間、石巻専修大学の教員を志す生徒のゼミ生が15人ほど視察に入ったんですが、非常にタブレットを活用されているので、驚いて帰っておいりました。ただ、なかなか細かいところまでというのが、まだまだ行き届かないことがありますので、そういうのはですね、学校と話し合いをしながら、改善に努めてまいりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） いろいろやられている、ございますけれども、しならば一つお尋ねします。こういったものがありますが、資格、Google認定教育者資格っていうのがあるんですけど、これ活用してますか。まずお尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 具体的なその制度については、活用してないと思います。ただしいろんな、色麻、町に単独校なので、県教委研究センター等にお力添えをいただいて運用しているところでございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 教育長、内容を把握なされてないからそのような答弁になんのかな。これってね、簡単に言うとエントリーシート、約1,100円、初級のやつ、私も見ました。要は、内容的にICTの活用につなげるためのね、資格なんですよ。今、自治体、学校でね、グローバルアップとか、Google Workspaceを利用した中でね、Google for Educationというものを活用して、それを世界に向けて証明する資格、ライセンスなんですよ。1,100円で取れるんです。宮城県でとある中学校、さっき、石巻のほうの中学校です。校長先生、身銭を切って全教師に受講させてるところあるんですよ。そのぐらいの気構えを持ったっていいんじゃないですか、校長先生、グランドデザインをつくるのであれば、義務教育学校として。そういった意識向上を先生方が図んなければ、子供たちに学力向上をどう図んのかなと。そういったことをやっぱり教育長からしっかりと指導、監修を入れていただきたい。そう思いませんか、町長。答弁を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 詳しい内容については、よく私も分かっておりませんので、それは教育長のほうに判断をさせたいと思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長はパソコン使ったことある人かどうか、私、分かりかねるんですけどね。今こういった情報を取る時代に、そういったことを知らないトップが多くいること自体が甚だ悲しいと思います、私。やっぱりね、今子供たちもこうやってグローバルティーっていうのの中でやってるんですから、やっぱり大人もそれに追いつき、追い越せしなきゃ、教える、指導する、支援することはできないと思います。

この質問は延々に続けても時間足りなくなりますんでね、最後に一言だけ。やっぱりね、私のほうから言いたいことは、やっぱり色麻の将来の教育像については、9年間の成果・効果をしっかりともう一度把握し直して、校長先生のグランドビジョンをしっかり練り上げて、それを今まで以上の学力向上につなげていただきたい、その一点に私は尽きると思います。そういったことをしていただければ、地域の皆さんもこぞって学校を軸に地域を含めた教育活動ができるんじゃないかなと思うんですよ。町長、どうでしょうかね、その点。答弁をお尋ねしておきます、考えを。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容は別として、やっぱり学校を中心に意外と地方というのはまとまるもんでして、言われていることについては同感するところもありますが、やっぱり今、本町では1つの学校という、1か所になってしまったんですけれども、そういう

ことからいえば、しっかりと学校が充実してもらおうということについては、これはやっぱり必要なことだろうと思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 1か件目の質問については以上で終了したいと。引き続き2か件目に入りたいと思います。

町長のほうに2か件目について、事務事業の適正な執行の在り方と財源の確保ということで質問を出させてもらっております。町は町民の安心・安全と財産の確保及び社会福祉を念頭に行政サービスの向上に努めるために、予算の計画を立案し、事務事業の適正な執行に努めるものだと私は思っております。その中には町長の公約、町の長期総合計画を軸に沿った内容なども含めながら進めているのではないかと、こちら思っております。なおかつ前年度の決算期における事務事業の検証及び事業分析をし、その内容の成果・効果、それを検証した上で可視化したものを明確に示し、町民に公表しなくてはいけないということになっていると思われま。また、その事業の裏には必ず財源というものが加味しておりますので、予算措置の部分、今回の予算執行についてもそうです、しっかりと検証していかなくてはいけないのではないかなど。そこでね、町長のね、政策・施策を実現する上で、事務事業、町長は自分ではなくてこれは事務方だとよく言うんですけど、それをやる上で、この事務事業のやっぱり健全な在り方、それをどのように捉えて、町の行った、町長の考える事務事業の適正な在り方があるのか。そういった部分を加味しながら、また、財源の課題を今後どう考えていくのか、そういった部分をちょっとお尋ねしていきたいと思います。

まず初めに、町長が考える事務事業の適正な執行の在り方とは何ですか。お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原議員の2つ目の質問、町の事務事業関係についての質問でありますので、事務事業の適正な執行の在り方とは何かというお尋ねでありますので、お答えを申し上げます。

事務事業の適正な執行の在り方についてでありますけれども、まず、当該年度の事務事業の執行については、実施する事業について計画的に事業、予算の執行をしていくことがまずもって一つとして挙げられます。翌年度以降の事務事業については、町の長期総合計画あるいは行政改革の大綱、それぞれの計画との関連性を踏まえながら実施した事業の評価・分析を実施し、事務事業の改善や統廃合を進める。そして予算編成の効率化及び施策効果の向上を求めていくということが事務事業の適正な進行につながるというふうに考えております。

本町の事務事業の評価は、具体的には分かりやすく透明性の高い行政経営の実現、政策の再構築、住民視点の行政体質改革の実現ということを目的にしております。今後も事業の評価を実施していくことで、有益な事務事業の実施と適正な行財政運営を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま町長から事務事業の適正な執行の在り方について答弁をいただきました。実施する事業について、まず計画的に行う。事業、予算の執行を一つ一つやっていくと。簡単にそうですよね。自分たちで決めたことを、当たり前のことを当たり前にしていって、そのことをしっかりと示すということだと思います。それが事務事業評価の中に、分かりやすい透明性の高い行政経営の実現につながる。なおかつ町長の政策の再構築に行くと。また、町民の目線に合った行政体質の改革の実現につながるということを言われておりますけれども、そこで町長に質問でございます。町長は分かかって、釈迦に説法になります。

町長の権限、自治法の中でありませぬ。地方自治法147条、148条、149条に町長の権限なるものが載っております。簡単に言いますと、地方公共団体、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担い、住民の福祉の増進に努めつつ、最少の経費を最大効果で上げ、その組織及び運営の合理化に努め、法令・条例等に違反することなく事務事業の適正な処理をすることという部分が多分最終的になるのかなと。町長がね、さっきの3つの法の中で考えればそうなるのかなと思います。そうすれば、しからばですよ、町長にこれは分かるのかな、内部統制制度なるものが今出ております。まず、これについて町長は御理解しているのかどうか。国で出しているんですからお分かりだと思っておりますが、お尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 要するに、簡単に言えば、全部表に出すという状況を統制ということでしょう。その点については、これまでも順調に私は執行されているというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あのね、これ国から出てる文なんです、地方公共団体における内部統制制度に係る調査結果。令和4年10月、総務省自治行政局行政課で、去る今年の3月1日に調査やってる内容なんです。定義はこの中に、町長言ったとおり、基本的には業務の効率かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全、あとは、事業のリスクを一定水準以下に抑えて確保するための業務の取り組み方及び組織における遂行の在り方のプロセス等々載っております。この調査結果、これってあくまでもやる場所は都道府県の知事等及び政令都市の市長が必ずやらなくてはならない。それ以外の市町村については、現在まだ義務努力だということになってますけれども、こいつのね、調査結果が出てるんですよ。内部統制を導入しないことにした団体の検討内容や、導入しないことの理由というのがあるんです。ここ、色麻町出てるんですよ。市町村において努力義務であると捉え、先に優先すべき事業が多く、率先して導入するものではないと判断した。これはどのように捉えればいいんでしょう。これは町長が言われたんですか。どうなんでしょう。お尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 町長がということではなくて、全体的な考え方としてそのような考え方を報告したということで御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 事務方の答弁は町長の答弁だって、再三、町長言ってますので、町長の答弁ということでこちらは・・・しておきます。そういう考えで今いらっしゃるということを基にしますと、事務事業評価、今回ね、町長、最初から最後までエゴマというワードがずっとつきまわってんですよね、町長にはね。町におけるエゴマに対しての事業の部分というのは、エゴマの推進事業しかないと思います。無農薬で作って、それを補助制度で補助金を出してますよと。ただ、令和5年は有機栽培に切り替えるよと。そういった部分をしっかりと町民に示していただきながらやっていかなくない。そういった部分を含め、町の事業以外の部分に行く今回の公的補助金の考え方、生産者のことを考えれば、私も町長と気持ちは一緒ですよ。一緒ですけども、全町民に聞かれた際、どう答弁するんですかね。公的っていうのは町民の血税なんですよ。それをしっかりとなぜここに投入しなくてはいけないんだと、私たちの税金を。あくまで税金の使い方、公金の使い方、福祉向上に平等に使うっていうことになってると思うんですよ。先ほど町長は農家の方の部分、米の話、畜産の話等々しました。ただ、今回のエゴマについては、公社の中での問題が出てたということでございます。簡単に1つお尋ねします。今回、公金を公社のエゴマに充当しなかったら破綻するんですか、公社は。一応お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 破綻するかどうかはまだちょっと別問題ですけども、いずれどのような方法での資金は、調達はしなくちゃならないというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あのね、今日ずっと今までこの件について聞いてきてるんですけども、エゴマと公社の事業は分けて考えないと、違いませんか。エゴマの要は買い付けできない分に今回、公金を町長は使いたい。ただ、経営内容はこうだから、親と子の関係だから面倒見なくないような答弁してるんですよ。しっかりとそこは区分けして、町民の方が聞いても分かるように答弁をしていただきたいかと思ったかなと思います。この件について今こうのこうの言ってもしょうがないですから、まだ出てきてないものに私どうのこうのは言いませんので、控えたいと思います。

続いて、令和4年の事務事業を基に、今回それをどのように捉えて成果・効果を適正に出していると町長は思われてますか。また、その各事業、課題はなかったんでしょうか。

まず最初に、町長にこの質問をする前に、事務事業を何個、今回、令和4年、何事業あったか、まず分かっているかどうか、お尋ねしますよ。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） この事務事業評価は、1年間ちょっと年度がずれてしまいますので3年度、今回2月末に掲示板に載せたのは3年度の実務事業評価ということになるんですけども、3年度事業のですね、事業の。4年度にやった事務事業評価は3年度事業の実務事業評価ということになりますので、その3年度の実業数ということによろしいでしょうか。それとも4年度の実業数を。3年度については306の実業がございました。ちなみに、4年度は324の実業がありました。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、総務課長から令和3年度及び令和4年度の実務事業の件数、お話しいただきましたよね、町長ね。令和3年は206、令和4年は207（「300だ」の声あり）307だったのかな、失礼。6の307（「324」の声あり）324かな。そういった部分があるんで、これ事業は全て町長の政策・施策につながるんですよ。それでね、この今回出てる令和3年の分ですか、4年に出してる分、もしくは令和3年、2年度の分の実務事業評価の仕方、変わってんですよ。令和2年の分についての実務事業評価、これ5段階の評価になってるんですよ。令和3年の実務事業について令和4年に、さっき言った妥当性、有効性、効率性、これの観点しかないんですよ、数字が一切載ってない。なぜこのような形の評価の出し方をするのか、毎年毎年ね。もう少し一貫性を持った評価の仕方をしてもいいんじゃないのかなと思うんですよ。その点、町長はどのように捉えてっか。内容を見たことねえって言われっと困んですよ、知らないってさっきから言ってますから。知ってんでしょ。お尋ねしときますよ。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いや、その評価の内容を全部頭に入っているわけではないという意味でこれは受け取っているわけですよ、必ず来ますのでね。いかにも何となくそういうふうに使われますと、何やってんだべなと言われるような感じがするんですけども、その中で評価の方法については、今言われたような3つの評価で十分だという判断だから、そういうふうに使っているというふうには私は捉えております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長ね、今ね、3つの評価でね、十分だって話ですけど、受け手側、町長じゃないんですよ、これ公表する内容なんですよ。受け手側が何なんだろうなって思ってっから質問をしたんですよ。片っ方は点数で可視化、数値化してっから分かる。なるほど、50点満点中、何点つけてんだな、だから自分たちはこうだな、町の実務事業はここまで行ったんだな、それは分かります。今回についてはさっき言った3項目だけあって、それについては文言しか載ってないんですよ。さっき言った教育委員会も同じです、設定数が困難だという一言。それ以外にもいろいろありますよ、ほかの実業見る限りは。今回ね、そういう部分も含めながらちょっとお尋ねしていかなくないんですけど、これ300何がし聞いたらあしたになっても終わりませんので、主立った事業について御質問だけはしておきたいなと思います。

2番目に入りますけれども、今回の事業の成果、さっき聞いてますけども、この中で

マイナンバー事業、立地、交流人口、あとは農業振興、エゴマの部分、さっき言ってますからこれはそうですけども、一時保管牧草について、あとは結婚支援、これについてお尋ねをしておきます。簡単に答弁いただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） それでは、私のほうからマイナンバー事業につきまして御説明いたします。

仕事等での都合で平日の時間内に役場でマイナンバーカードの申請やカードを受け取ることができない方のために、休日夜間窓口を開設する取組を進めております。夜間窓口は、平成3年4月より毎月第2・第4水曜日に午後7時まで夜間窓口を開設して、各種証明書の発行業務やマイナンバーカードの申請交付業務を行っております。令和5年7月からは月2回、日曜日の午前9時から正午までマイナンバーカード休日窓口を開設して申請交付業務を行っております。また、マイナンバーカードの申請交付について広く周知を図るため、JA加美よつばに御協力をいただき窓口にチラシを掲示させていただいたり、有線放送、チラシの全戸配布、広報しかまへの掲載、各種公共施設での掲示など、様々な周知・啓発活動を実施してまいりました。

これらの取組の結果、町長施政方針でも申し上げましたが、令和5年2月12日時点では申請率が74.8%で、宮城県平均の申請率75.5%をやや下回っており、また、交付率62.95%で、県平均交付率の59.78%を上回っているという状況でした。2月28日時点での各市町村の最新の申請交付状況の通知がありましたので、最新の状況を御説明いたします。本町の申請率は81.34%となり、県平均の81.30%、全国平均の74.8%を上回っており、また、交付率は66.15%で、県平均の61.89%、全国平均の63.50%を上回っている状況となっております。これまでの取組の成果が出てきているというふうに考えております。引き続き多くの方々に取得いただけるよう今後も取組を前に進めていきたいと考えております。

課題といたしましては、当初は各種イベントの際に特設申請会場を設置する計画がありましたが、コロナ禍のため実施できませんでした。本町では既に8割以上の方々が申請している状況の中で、イベントでの特設会場での申請受付がニーズにかなうのか、検討が必要だと考えております。また、施設入所者の高齢者の方々の申請につきましては、感染防止対策の観点から積極的に取り組むことができませんでした。申請状況を年齢別に分析いたしましても、未申請の高齢者の方が多くいらっしゃいます。新型コロナが5類に見直されることを契機に、安心・安全と御家族の方や施設の理解と協力が得られる状況であることが前提となりますが、今後、申請の方法につきまして引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 私のほうで、今、項目上げてます。各課の課長にお願いがございます。文面読まれますと時間足りなくなります。かいつまんで簡単明瞭な答弁をお願い

したいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） それでは、企業立地推進事業についてということで申し上げます。

この企業誘致に関しましては、用地に関する問合せのあった企業を中心にですね、令和4年度につきましても用地情報の提供を行い、その中、4社に対して現地での説明を行わせていただいたと、そのような結果でございます。現状におきましては、立地にはまだ至っていないという状況でございます。さらにはPRの場としてこれまでも活用してまいりました企業立地セミナー、3年ぶりに令和4年度で開催されました。東京、名古屋で開催をされ、さらには企業への個別訪問も実現いたしてございます。令和5年度におきましてもですね、今後もそれらの県の重点分野であります自動車関連産業、半導体の高度電子産業、これらを中心に誘致活動を行い、企業の町内への立地を引き続き目指してまいりたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 交流人口増加推進事業でございます。この事業につきましては、令和4年度新規事業ということで、本町の地域資源を発掘するためということで、交流人口増加のためのコンテンツ創出戦略策定委託業務を実施しました。観光分野では初めてとなる町民参加型のワークショップでございましたが、全部で4回の話し合いをいたしました。その中で、まちの魅力として30種類、それから分野的には3つの分野、空間的分野、施設的分野、飲食の分野ということで提案がされました。今後ですね、課題といたしましては、財源の確保という面で現在、現時点では大崎ふるさとづくり基金を活用することを検討しておりますけれども、その補助事業とか、あとは実施主体のその整合などについて今後進めていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、農業振興についての中の特産物重点整備事業でございます。これについては、園芸特産重点強化整備事業といたしまして、令和4年度、パイプハウス3棟、動力噴霧器1台、ネギ移植機1台というような導入を行っております。これについては、基幹作物の米プラス収益性の高い品目の導入拡大ということで進めております。事業の実績といたしましては、ハウレンソウの作付面積、これが令和3年度については1,350アールということでしたが、令和4年度については1,425アールに拡大しております。ネギについては、令和3年度580アールから令和4年度については582.4アールという伸びを示しております。なお、財源に関しましては、補助事業ということで3分の1の県の補助、それから町の10分の1の一般財源を活用しながら進めております。ここ数年、農家さんの要望に対してお応えできているというような状況でございます。

次に、農地活用対策といたしましては、農地中間管理機構を通して、地域内の農地の利用集積を図った地域に対して機構集積協力金という形で交付されております。令和4年度については南大地区が対象となって支援を受けておりまして、総額で2,080万円と

いう見込みとなっております。財源につきましては、全額国費による補助という内容で、なお、今後も事業実施については町、それから農業委員会、農協と連携しながら進めてまいりたいと思います。

次に、一時保管牧草処理事業でございます。令和4年度の事業については1.1ヘクタールに21.88トンの400ベクレル以下の牧草のすき込みを実施しました。事業費の2分の1については、農林業系廃棄物の処理加速化事業補助金を使いまして、残りの2分の1に関しましては、東日本大震災復興特別交付金での措置というふうになっております。

それから、続きまして財産運用事業についてでございます。今年度、流木売払い事業につきましては小栗山、それから王城寺地区の2か所の売払いを実施しております。小栗山地区については5.95ヘクタールで税込みの売払い価格が896万5,000円、王城寺につきましては1.55ヘクタールで468万6,000円の売払いとなっております。これまで直営で事業を推進してはりましたが、伐採機械の機械や、その設備が整っていないということもあり、どうしてもその作業効率が悪くて施工日数も大分かかるということで、今回は指名競争入札によって売払いを行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） それでは、私のほうからは結婚支援事業についてお答えいたします。

令和4年度結婚支援事業では、2回の結婚イベント、婚活イベントを開催し、3組のカップルが誕生しております。結婚支援事業では成婚が最終的な成果となりますが、なかなか成婚まで至るケースがないことが課題であると認識してございます。令和4年度の結婚イベントで誕生した3組のカップルにつきましては、担当課で定期的に連絡を取り合いなど、継続した支援に努めてございます。なお、財源につきましては、一般財源といたしてございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。3番相原和洋議員。どうぞ。

○3番（相原和洋君） 午前に引き続き、一般質問を続けさせていただきます。午前中、各課の課長に対して質問した内容に対しての答弁をいただきました。マイナンバー事業、企業立地推進事業、交流人口増加推進事業、農業振興、一時保管牧草事業等々、結婚支援事業までについてお尋ねしております。

まず初めに、マイナンバー事業について。初めに、課長に、頑張りましたね。すばらしいと思います、私、これ。よくここまで数字伸ばしたな、感心しております。これは議会を表して、私、代表して褒めたいなと思います。議長は議長さん、当然、町長もこれ褒めたんだっちゃ、課。うなずいてっけども、課長、褒められましたよね。ただね、ここにも一つね、自分たちで分かっている課題、一つあんですよ。未申請の高齢者の方のこの増加を今後どうするかという課題があるみたいです。これについて、多分、課題解決はもう考えていらっしゃるのかなと。多分ね、高齢者の方、このマイナンバーつくって何があんのっていうことで、多分なかなか二の足を踏んでんのかなと。公的機関からのね、利用がこれできんだよと。それをしっかりと分かりやすく説明すればいいんじゃないのかなと。一つ簡単に言えば年金、それをね、スムーズにできるような形にもなりますよということをね、話するとか、そういったことも一つの手なのかなと思います。そういったことを方策立てながら、今まで以上の部分進めてください。ただ、交付率がまだね、ちょっと低いんでね、そこも見直しをどうしたらいいのか、対策を考えていただきたい。取りに来るのはなかなか来づらい人も何かいるような話も聞いてます。そういう方に対してね、手厚い対応を今後お願いしたいと。

あと、企業立地推進事業については、これ私、何で町長聞いたかというね、3年ぶりに県のセミナーに行ったわけだっちゃ。県のセミナーですよ。あのね、これ町長に言うね、町長のね、専権事項を侵すとよく言われるね、適材適所って言葉ありますよね、人材の。せっかく県に3人行った人材いるわけですよ、本庁に。その方、今どこにいますか。いま一度、人事考えて、その方、企画に戻すなり、つけるなりしてくださいよ。より一層これがね、推進するような事業をしていただきたい。それを私のほうから切にお願いしときますよ。人事についてはまだこれからでしょうから、そういうことをお願いしたいなという部分を含めて、ちょっと質問させていただいております。

あと、人口交流増加について、これも再三、各委員からも質問出ている話ですけども、今年のコンサルを使って約七、八百万円のお金を使いやった事業だと思われま。仙台のコンサル使ってやってるんでしょから、そこに町民の声を反映させると。8月10日からかな、これ。年4回多分やられたんだと思います。それを色麻の発掘30という部分で、いいところというのかな、文字化にして出されてるみたいでございませう。広報紙にも載ってました。ただ、これの課題として、俺、これお金というよりも、せっかく町民の方からワークショップして選んだものをどのようにして形にするのか、ここが一番の肝だと思うんですよ、課長。町長、分かりますよね。町長、下向いてねえでさ、分かるんでしょ、町長。その部分をしっかりと形にしていきたい。例えばこれね、やっぱりストーリーつくれないとなかなかね、できないんですよ。いみじくも昨日、町長の発

言の中にA Iという言葉、いや、インターネットあんまり使わない人がね、A Iという言葉を使って私もびっくりしてんですけども、A Iを活用してアバターなるものが今ある時代です、バーチャルの世界。これをしっかりと具現化できるようにしていただいたら、やれるのではないかなと思います。そこはね、担当課の課長筆頭にね、しっかりと推進を図っていただきたいと思いますんでね、お願いしておきたいと思います。

あとは農業振興についてでございますけれども、この中で一つのね、問題は、産地化という言葉が言われております。先ほど産地化ということていくと、エゴマの話になってしまっただけでも、やっぱりこれね、しっかりと産地化、ハウレンソウ・ネギはやってますけれども、今まで以上にブランド化できるものにしていただきたいなど。ハウレンソウといえば色麻だなんて誰でも思えるような戦略、対策、PR、そういった部分を総合的に考えていただきたいと思って質問しております。今後の課題としてそこはね、各課、担当課のほうでは考えているのではないかなと思いますんでね、この件についてはそのくらいにしておこうかなと。

次に、一時保管牧草事業について。令和4年、1.1ヘクタール、21.88トンの事業推進をしたと。ただ、もともとこれ事業、4月当初にね、数字違うわけですよ、量から何から。12月の補正でこれ減額してんですよ。実質、当初に対して4分の1以下の事業になってしまった。やっぱりね、これ適正なね、事業推進と言えるのかな、町長。事務事業として、冒頭にも言いました、当たり前のことを当たり前に進めてくれって言ってるんですよ。当たり前でできなかった理由何なんですかね、町長。一応お尋ねしときますよ、そこは。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 総体的に褒められたようなものもあれば、注文をつけられたようなものもあれば、産地化については、エゴマについては、これはどういうふうにこの評価受けてるものか分かりませんが、いろいろ考えを今いただいた中に、この農林系のいわゆる廃棄物ですね、これが予想通りいかなかったのはどうなんだということではありますが、これは前日か前々日かの質問の中にも対応したような気はしますが、当初、実は県外のほうへ処理する人があったんですが、それにやろうかということでの考えがあったんですが、いろいろちゅうちょをしてしまったということで、予定どおりやれなかったということでもあります。仮にまた改めてそういう話があったときは、相談をしながら進めたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の答弁で、県外の部分においてやれるではなかったかっていう話はいただいておりますけれども、ただ、これ出てきたときの当初の話はまた違ったわけですよ。とある場所にすき込みをしてやるんだよって話で私どもは当初で承っております。その現地を所管調査した委員会の指摘を受けて、やっぱり違ったというような答弁もいただいております。ただこれね、4月の段階からもう分かった話ですよ、現況は。なおかつ言わしていただければ、今の産業振興課長、元どこのセクションにい

たんですか。いみじくも農業委員会の局長なる立場にいた方です。しからば、そこが水田かどうかって判断はできたんじゃないのかなと。そういったことも加味して町長はどのような指導を入れ、指摘をし、今後二度とこのようなことのないように、適正な事務事業を図るように努めるのか、そういうことは言われてんですよね。多分、町長言うてると俺は思いますよ、聞きませんけどね、今ね。やっぱね、こういうことはね、しっかりとしていただかないと、町民の信頼をなくしますよ、町長。町民の信頼を勝ち得るためには、当たり前のことを当たり前にする、これが大前提だと思います。やっぱりしっかりそういう部分をやっていただきたいなと思います。

続いて、結婚支援事業についてです。ここにも課題、自分たち出してますよね。最終的な成果に至らないことが課題だという認識はしていると。そこまで認識してるのであれば、その課題解決は多分考えているんだと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

成果、これまで本当に少なくてですね、それは認識をしているということですが、今後、宮城県で行っております「みやマリ！」とかですね、結婚サポートセンターのこれまでの実績を見ますと、「みやマリ！」ではもう1年足らずでですね、60組の成婚をされていると。これはAIを使った取組も中に入っております。あと、結婚支援センターで、サポートセンターでは40組ということもありますので、担当課としましては、これまでの事業をある程度見直しをしてですね、こういった実績のある部分に方向転換をしていかならないのかなという考えはございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今担当からはね、前向きな改善計画を提示されましたよね、町長ね。やっぱそういうことをいただきたいんです、私ども。自分たちがやってきて、このままではいけない。今後これをどのようにしたら前向きによりよいものになるか、そういったことをやっぱり各課で考えていただきたいなと。今、AIを使ってやられるというお話で、私ね、最近ね、隣の県、山形県の村山市ってところでウェブ企業と市がね、タイアップして、先ほどお話ししたバーチャルのアバターなるものを使って婚活をやったという事例を聞いてきました。やっぱりね、今の若い人、町長とか私と一緒に人見知りすんのですよ。そういう方々が今の若い方に多いんですよ。なかなかね、ファーストコンタクト、話、何したらいいかってできない人が。そういう人たちに対してね、やっぱりこういうね、ツールを活用するっていうのはすごい有効なんですよ。自分の姿を見せないで、架空の姿で相手に会って自分を表現する、今そういう時代に来てるわけですよ。素を出すっていうのは怖いっていうかね。町長とか私みたくね、素を出せる人間はいいですけどね。そういう人たちが多いい中で、やっぱこういうのを活用していただきたい。それによってよりよいこれまで以上のね、カップル数が増え、なおかつ最終目標の成婚までいくんではないかなと思います。ぜひそれをね、進めていただきたいとい

うことをね、私はお願いしておきたい、町長ね。ここで確約しますか。うなずいてるってことは確約すんのね。町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 実はね、今まであった手法も、議会のほうの委員会のほうからアドバイスを受けて、結婚のいわゆる相談員みたいな人を何人かを募って、そしていろいろ情報を集めてやられたらいかかということ、それを、それじゃあそういう方法をやってみましょうということ、今やってきたんですよ。それはそれでいいんですけども、やっぱりこの地元の人たちがなかなかね、手挙げてくれないんですね。それで、今、課長のほうから言われたとおり、今度は県のほうでやっている、あるいは青年会のほうでやっているそのほうにいわゆる登録をさしてもらって、そちらのほうで、うまくそのA Iの関係でつながりがないかなという思いで切り替えようというふうなことであります。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長から今ね、答弁いただきました。この件については前向きに切り替えてやっていくというお声を、力強い声聞きましたんでね、この件についてはそのくらいにしておこうかなと思います。

そこでね、町長にね、一つ質問でございます、簡単に。信用と信頼の違いってどう捉えてますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 信頼っていうのはやっぱりその人をまるきり頼るといふかね、そういうことだと思っておりますし、信用というのはまた別に、いろんな金の問題でも信用という表現しますので、その形のを、あるいは形のあるものについてはどちらかというふうな感じはします。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あのね、町長、ごめんなさいね。今何でこういう質問をしたか。町長が2期8年やってきたわけですよ、間もなくね。自分の政策・施策を具現化するために事務事業なるものが一つのツールとしてある。それを8年間、どのように見てきたのか。町長に言ったんでないですよ。それは、その裨益を受ける主権町民の方がどう受けたのかだと私は思うんですよ。それを基にしてね、今ね、町長は当選した当初、信用の上で私はなったと思います。ただ、2期8年の中で町民の方から信頼をどれだけ勝ち得たか。あのね、信用というのは過去の実績です。信頼は未来に向けての話だと私は思ってますよ。それをどのように町長は捉えていらっしゃるって、事務事業の適正な在り方を見てきたのかなということ、今回質問させていただいてるんですが、町長としてはそのあたりをどのように捉えてんのかな。いま一度お尋ねします。事務事業の捉え方、信頼の上でどう取ったか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 事務事業については、これは職員が中心になって順調に進めてお

と思いますので、その件については、何ら問題はないというふうに思っていますが、私のその今言った信頼、評価ということについては、やがて評価が受けるときがあるだろうというふうに、そういうふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の答弁を聞いてる限り、事務事業については適正にやられているよと。ただ、いかんせん、さっきの冒頭にもありましたいろんな事業、補助金をつけている事業関係については、問題が多々あったようにも思われます。その点についても改善は今後しなくてはいけない。なおかつ、同じわだちは踏まないようにしていただきたい。それは町民のためです。町長や議会のためではございません。町民があつての町でございます。それをお忘れないようにお願いしておきたい、私はそれを思います。事業の在り方を考えて、やっぱりね、リスクは常に考えるべきです。これから特別委員会入るんでね、補助金制度についての話を本来はすればいいんでしょうけども、時間的にちょっと足りないんでね。先ほどのマイナンバー事業についてもそうです。これだけ伸ばす理由は裏にね、令和5年、国の地方財政政策における問題があったと。デジタル化の世界で、デジタル都市構想の問題で、令和5年・6年で約1兆2,500億円の金を国がつけるような話も出ております。それをどのように町に反映させるか。そういったこともやっぱりね、町の財政の根幹に関わってくるんじゃないのかなと思いますよ。いま一度そういうところをシンクタンクの課長たちに相談をしながら、健全な財政運営のできるような事業を今後図っていただきたい。図っているとされればそれまでなんでしょうけども、誰が見ても可視化できる事業としていただきたいということを私は言っておきたいなと思います。それが最終的には町民に対する町の信頼に私はなるのではないかなと思っておりますんでね。そこはちゃんと町長は肝に銘じて指示なり指導なりしていただきたいと思っております。

最後になりますけどもね、町長、信用に値するまちなのか、信頼されるまちなのか、色麻町はどういうまちなのか、町長はどういうまちにつくっていくのか、町民にどういうまちであってほしいのか、最後にそれを考えていただきたい、主権町民のことを第一に考えて。孟子の言葉にこういう言葉がございます。正義二義の考えという言葉がございます。それを肝に銘じて町民のための事務事業を完遂してください。

以上です。

○議長（中山 哲君） 答弁。相原議員、これ終わり。

以上で、3番相原和洋議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中山 哲君） 日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（早坂利悦君） 諮問第1号であります。人権擁護委員の推薦についての意見を求めることについての提案理由を申し上げたいと思います。

現在、委員は今野正郎さんに令和2年4月1日から人権擁護委員として、人権相談や人権啓発活動に御助力を賜っておりましたが、令和5年6月30日の任期満了をもって退任したいとの御意向をいただいております。それで今回、後任に御提案いたします早坂恵子さんは南大村地区にお住まいで、色麻町役場在職時には子育て支援室室長として認定こども園計画を大きく前進させるとともに、本町の子育て支援の充実に取り組んでいただきました。役場在職中から地域に溶け込み、住民からの信頼も厚く、人格識見が高く、広く社会実情に通じ、人権擁護委員として適任であります。よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦したく考えておりますので、議会の御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

- 議長（中山 哲君） この諮問については、町長から推薦に当たっての意見を求められておりますので、意見のある議員の発言を許可いたします。

3番相原和洋議員、御登壇の上、意見をお願いいたします。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

- 3番（相原和洋君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議会としての意見を申し上げます。

ただいま町長からの提案説明にもありましたが、被推薦者である早坂恵子さんは、長年にわたり役場職員として御活躍された方です。至誠温厚にしてその信望も厚く、その識見並びに教養は卓越しており、在職中は子育て支援に尽力され、子供の人権擁護にも携わり、まさに人権擁護委員として誠にふさわしい方であり、今後の活躍が大いに期待されるところであります。議員各位には満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の意見といたします。

- 議長（中山 哲君） ほかに意見はありますか。

〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 意見なしと認めます。

- 議長（中山 哲君） それでは、ただいまの3番相原和洋議員の意見をもって議会の意見としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、3番相原和洋議員の意見をもって色麻町議会の意見とすることに決しましたので、諮問第1号については、ただいまの意見を町長に答申いたします。

日程第4 議案第4号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第9号）

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第4号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第4号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を申し上げます。

今回、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,603万3,000円を減額し、予算総額をそれぞれ48億4,968万5,000円といたしました。今回の補正は、予算執行に基づく予算整理のための減額と、事業等の確定により国庫支出金や県支出金などの交付額確定などに伴う補正が主なものでございます。

そこで、補正の主なもののみ御説明をさせていただきたいと存じます。

議案書11ページ御覧ください。

まず、歳入から申し上げます。

第1款町税は、法人町民税が500万円の増、町たばこ税が438万5,000円の増、入湯税が135万8,000円の増、合わせまして1,074万3,000円の増となりました。

第7款地方消費税交付金は、交付額確定により一般財源分、社会保障財源分合わせまして1,190万6,000円の増。

第11款地方交付税は、特別交付税が7,000万円の増。

12ページになります。

第15款国庫支出金は、1項国庫負担金で障害者自立支援給付費負担金482万7,000円の減、児童手当交付金416万4,000円の減、13ページ御覧ください、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,127万2,000円の減、第2項国庫補助金で住民税非課税世帯等への臨時特別給付金補助金241万9,000円の減、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金366万円の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金678万円の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金729万4,000円の減、出産・子育て応援給付金167万円の増など、合わせまして3,854万7,000円の減となりました。

14ページ御覧ください。

第16款県支出金は、1項県負担金で障害者自立支援給付費負担金241万4,000円の減、第2項県補助金で、15ページになりますが、農地集積・集約化対策事業補助金1,430万1,000円の増、水田営農条件整備事業補助金173万5,000円の減、経営発展支援事業補助金1,875万円の減など、合わせまして1,135万9,000円の減となりました。

16ページ。

第17款財産収入は、第2項財産売払収入では、昨年の9月会議で御可決を賜りました加美郡土地開発公社の解散に伴い残余財産分配金といたしまして111万6,000円を増額い

たしております。

第18款寄附金でございますが、今回、匿名希望や金額非公表を希望されている方がいらっしゃいますので、詳細は差し控えさせていただきます。初日に配付いたしました寄附債の一覧のほうを御覧いただきたいと存じます。一般寄附、指定寄附、ふるさと納税寄附を合わせまして1,178万6,000円を増額いたしております。御寄附を賜りました皆様には、改めまして深く感謝を申し上げたいと思います。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金1億8,960万円の減、ふるさとまちづくり基金繰入金115万円の減、長寿社会対策基金繰入金127万8,000円の減、合わせまして1億9,202万8,000円の減となっております。

第21款諸収入は、4項雑入で新市町村振興宝くじ市町村交付金260万4,000円の増、17ページになります、学校給食保護者等納付金196万4,000円の減など、合わせまして45万9,000円の増となっております。

第22款町債は、緊急浚渫推進事業債150万円の減、屋外運動場整備事業債120万円の減、保健福祉センター施設改修事業債1,260万円の減、認定こども園整備事業債2,030万円の減、経営体育成基盤整備事業債590万円の増など、合わせまして3,030万円の減となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の補正は、人件費及び各事業の実績に基づく予算整理による減額が主なものとなりますが、説明につきましては、減額の大きいものと増額となったものについて申し上げます。

まず、21ページ御覧ください。

第2款総務費では、第1項総務管理費の9目諸費でふるさとまちづくり基金積立金1,174万円を増額いたしております。

続きまして、24ページを御覧ください。

第3款民生費では、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金3,072万6,000円の増、3目国民健康保険対策費で国民健康保険事業特別会計繰出金264万4,000円の増、25ページになります、7目障害者福祉費で介護給付訓練等給付費1,199万4,000円の減、9目住民税非課税世帯等への臨時特別給付金で220万円の減、26ページになります、12目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で340万円の減、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費で広域入所委託料355万9,000円の減、2目児童措置費で児童手当573万円の減、7目乳幼児医療対策費で乳幼児医療費扶助費430万円の減、児童医療費扶助費300万円の減、10目認定こども園整備事業費で旧清水小学校プール跡地整備工事費2,718万6,000円の減などとなっております。

30ページを御覧ください。

第4款衛生費では、1項保健衛生費の2目予防費で予防接種委託料779万1,000円の減、出産・子育て応援給付金360万円の増、31ページ、5目保健福祉センター管理費で保健福祉センター屋根改修工事費1,400万2,000円の減、7目新型コロナウイルスワクチン接

種体制確保事業で、32ページになりますけれども、過年度分国庫補助金精算返還金434万9,000円の増、8目新型コロナウイルスワクチン接種事業で令和3年度分国庫負担金精算返還金241万7,000円の増、3項下水道費で下水道事業特別会計への繰出金287万8,000円の減などとなっております。

33ページ御覧ください。

第6款農林水産業費では、1項農業費の3目農業振興費で機構集積協力金1,430万2,000円の増、経営発展支援事業補助金1,875万円の減、5目農地費で月崎・清水地区経営体育成基盤整備事業負担金420万7,000円の増、34ページになります、6目生産調整対策費でエゴマ栽培推進事業補助金293万6,000円の増、水田営農条件整備事業補助金225万5,000円の減、35ページになります、13目農業集落排水事業費で下水道事業特別会計繰出金277万1,000円の減などとなっております。

36ページ。

第7款商工費では、2目観光費で交流人口増加のためのコンテンツ創出戦略策定業務委託料252万9,000円の減、4目新型コロナウイルス感染症対策費で運送事業者燃料高騰対策事業補助金378万円の減、37ページ、コロナ交付金実施計画書、当日お渡ししましたが、その事業ナンバー31番ですね、公共施設電気料高騰対策事業補助金といたしまして403万1,000円を増額をしております。

第8款土木費では、2項道路橋梁費で道路台帳更新委託料293万円の減、広域1号線舗装工事費1,581万円の減、38ページになります、5項下水道費で下水道事業特別会計繰出金352万1,000円の減などとなっております。

ページ飛びまして、43ページ御覧ください。

第14款予備費でございますけれども、272万円を減額し、歳入歳出予算の調整を行ったところであります。

続きまして、7ページのほうにお戻りいただきたいと存じます。

第2表繰越明許費であります、第2款総務費第1項総務管理費において小型移動式クレーン車購入事業771万5,000円、第8款土木費第2項道路橋梁費においてバックホウ購入事業396万円、除雪車両購入事業1,322万6,000円、以上3案件、総額にしますと2,490万1,000円となります、この事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございます、障害者相談支援事業の委託、令和4年度から令和5年度の期間、限度額156万7,000円で設定することを追加いたしております。

最後になります。8ページ。

第4表地方債補正でございます、経営体育成基盤整備事業債、限度額590万円の追加と、本年度借入額が確定した分の事業について、それぞれ限度額を補正後の欄に記載した金額のとおり減額するものであります。

以上、令和4年度色麻町一般会計補正予算（第9号）の概要を申し上げましたが、詳しいことにつきましては款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審

議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書11ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款町税第1項町民税。（「なし」の声あり）

第4項町たばこ税。（「なし」の声あり）

第5項入湯税。（「なし」の声あり）

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金。（「なし」の声あり）

第11款地方交付税第1項地方交付税。（「なし」の声あり）

第13款分担金及び負担金第1項負担金。（「なし」の声あり）

第14款使用料及び手数料第1項使用料。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

13ページ。

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第1項県負担金。（「なし」の声あり）

第2項県補助金。（「なし」の声あり）

15ページ。

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第17款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第2項財産売払収入。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

17ページ。

第22款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

19ページ。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

ページ、22ページまであります。

第2項町税費。ありませんか。（「20ページありませんか、21ページありませんかって」の声あり）ないって言ったよ。第2項町税費。（「なし」の声あり）

第4項選挙費。（「なし」の声あり）

第6項監査委員費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 2目老人福祉費の18節負担金補助及び交付金の高齢者等タクシー利用助成事業補助金、当初予算で240万円ですね、予算を上げていたと思いますが、今回140万円の減額。要は、おおよそ100万円の利用があったというような予算になっていると思うんですが、この140万円減額した中身的なものをお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

タクシー助成金の補助でございますが、白井議員おっしゃるとおり、見込みを100万円見込んでございまして、現在の交付対象者が52名ということで、交付の枚数が2,352枚ということで、今後100万円をですね、見込んでおりまして、140万円を減額いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 52名の方ということでございますが、この事業の対象者ということで、80歳以上の方での独り暮らしの方、あと、また世帯が80歳以上もしくは18歳未満、あと、また75歳以上の方で自動車運転免許証を自主返納した方とかあるわけなんです、いろいろ町民の方に聞かれる場面においてはですね、たまたまその自宅に18歳未満、また80歳以上の方以外にですね、例えば四、五十歳の方とかですね、1人家族がいるという、そういう中で、その方が勤めに行きますよね。そうしますとその80歳以上の方が、やはりどうしてもどこにも行かれなくなるような場面が出てくると。これ多分そういう方々を対象にすれば、相当数の方が該当者になってくるとは思いますが、そのような方々にですね、何とか該当できるようなこの実施要綱の改正みたいなものをですね、検討する気持ちはありますか、町長。お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、質問の話にあったように、そういう状況の人を該当するとなると、もしかしてほとんどなる可能性もあるんですよ。ですから、そこまではちょっと今は考えてはいないんです。あくまでも今現在やっているような条件の中で該当する人ということしか今のところは考えておりません。

○議長（中山 哲君） 4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今、町長の言うとおりに、私もそういうふうに考えていましたが、相当数の方が該当者になってしまうというようなことは分かりますが、ただ、やはり隣の方がね、該当して、うちに誰もいなくなってしまうって買物に行けないというような思

いの方がいるわけなんです。その辺の気持ちを酌んでですね、何ていいますか、例えば今2万4,000円ですよ。その辺をですね、そういう方についてはどのぐらいの金額にするとか、そのような検討をぜひしてもらいたいと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局、財源の関係もあるわけですし、しっかりした調査をしないとその数字、どの程度の人たちが今言われたような方に該当するかということについてはつかんでいないので、調査しないと分かりませんので、ちょっとその辺は調査してみてください。多分、相当出てくるんだろうと思いますので、今のところはさっき答弁したとおりのことで考えております。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、25ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

26ページ、ありませんか。

第2項児童福祉費。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ページ数27と8、2点ほどお聞きします。

6目の清水保育所、ここで報酬、給料が減額なっているんですが、子供さんたちを相手に合理化とか云々は大変難しい中で、この保育業務に支障はなかったのかどうか。なお、職員同士でジョブローテーションという形でうまく段取りしたのか、その点について説明を求めます。

それから、10目の認定こども園の18節、これは令和6年4月に開園する認定こども園の関係で人事交流ということですが、これはあくまでも人件費、本当の人件費ですね、法定福利は含まれていない形で交流しているんですが、今回金額的に176万7,000円が減額になっていますが、その内容等について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 清水保育所長。

○清水保育所長（今野 稔君） 小川議員の質問にお答えをいたします。

今回、一般正職員で1名、産休・育休取得しております。あと、会計年度任用職員につきましても1名、産休・育休の取得中でございます。従来から比べますと2名減という形での保育所の運営となりました。率直に申しますと、保育所の運営は朝7時15分から6時45分までの勤務ということでございますので、どうしても前後、時間外の職員を配置する、またシフトを組んでですね、前後漏れがないように対応するというので、そのシフト管理につきましては、大変苦勞したというのが正直なところでございます。しかし、幸いにですね、清水保育所の場合ですと、一時預かり事業を行ってございまして、職員2名、専属で配置をいただいております。その職員、それからほかの職員もですね、正直なところ、空きがない状態でパズルのピースを埋めるようにですね、空いたところに空いている職員を充てるということで、何とか対応してまいったということが実情でございます。保育の内容につきましては、しっかりした保育ができたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 認定こども園開園円滑化事業補助金の減額理由ということでございましたので、減額理由としましては、まず1つ目がですね、国において令和4年2月からですね、支給されております保育士等の処遇改善事業分、こちらがございまして。こちらがですね、派遣されている職員が、職員の身分については法人、そして勤務地については色麻町ということで、当初支給されないのではないかとということでありましたので、当初予算のほうに計上させていただいております。その後ですね、協議をした結果ですね、支給できるということになりましたので、国や県から法人へ交付される処遇改善の補助金分82万2,000円をまずもって減額というふうになります。

それから、2つ目でございますが、本町に派遣されている職員1名がですね、12月の10日、土曜日になりますけれども、交通事故のほうにちょっと巻き込まれて、通院治療、必要となりまして、勤務ができないというような状況になっております。その勤務していない部分につきましては、補助金として支給はできないというふうになりますので、その分61万2,000円の減額をさせていただきました。

もう一つは、最後になりますけど、その他実績等による減額分で33万3,000円ということで、合計176万7,000円の減額というふうにさせていただきました。

2番目に言いました本町に派遣されている職員、交通事故に巻き込まれて1名減というふうになりますけれども、法人のほうでも、本人的には頑張っただけで復帰をしようというような意図はもちろんありましたけれども、なかなか復帰ができないということで、法人のほうにも話をして、法人と改めて別の方などを補填できないかっていうような話もさせていただきましたけれども、年度の途中でもあり、不慮の事故でもあったということで、ちょっと派遣ができないということになりまして、3名で今頑張っただけでおります。ただ、4月につきましては、4月以降ですね、改めて調整をさせていただいて、4名体制に戻す予定にしております。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま清水保育所につきましては説明があったとおり、所長を中心にうまく仕事の段取りといたしますか、一丸となって保育業務に支障のないような形で過ごしてきたとの理解でよろしいわけですね。

それから、認定こども園につきましては、170万円のうち82万円、約半分くらいが当初見込んでいた補助金が該当なってこれを充当するというので、その残りについては、精査した分と、職員の方が事故でちょっと欠勤という形になったそうですが、どうしてもこれ単年度の状況で進めているので、今、室長の説明を聞くと、4月からは当初の定員で対応するというので、開園に向けて一層努力するというのでよろしいですね。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、4月からは4名体制に戻しまして、令和6年4月の開

園に円滑にできるように努力をしてみたいというふうに考えております。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

2目19節児童手当でございます。ここで573万円、今回減額になっております。児童1人当たりの月額、3歳未満で1万5,000円とか、小学校修了前の第1子・第2子1万円とか、3子以降1万5,000円等、町のほうでは設定はしておりますけれども、まず初めにこの減額の内訳、どのような内容になっているのかお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

児童手当につきましては、区分としてですね、3歳未満、3歳以上、第1子・第2子、3歳以上第3子以降、それから中学生、それから所得制限世帯というふうに区分されておりますが、全体的なところで申し上げますと、当初ですね、児童数700人ということで見込んで予算のほうを計上しておりましたが、結果的にですね、660人の児童ということになりましたので、その分の人数の減がこちらの児童手当の減額というものにつながったということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、課長の答弁聞きますと、当初700人かな。3歳未満から所得制限以上の方のお子様まで入れて700名、それが最終的に660名ということで推移したと。約40名減のここで下方修正をした数字だということは承りました。ただ、当初700名というその設定が、根拠がいろいろあったのではないかと思います。事業の分析、毎年、人口基礎的な部分、どのようにお測りしながらこの少子化の部分を推移してきたのか。そういうことを加味すると、そのあたりをどのような形で700人、当初充てたのか、それを承っておきたいなど。多分そこには指標が、何か根拠があったと思います。それをお尋ねしときたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

令和3年度の当初、それから令和4年度の当初ということで、この児童数についてはですね、令和4年度においては、人数減になるだろうという見込みは組んでいたんですけども、令和3年度においては、当初予算時で753人の児童数ということで計画しておりましたが、令和4年度においては700人、それより、見込んだよりもですね、660人ということで40人減になったという内容でございました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 課長にお尋ねしたいんですが、令和3年の見込み、あと4年の見込みを今お答えいただいたんですけども、事業分析をしっかりとされたのかどうなの

かということがここに出てくるのかなと思うんですが、当初700と見込んだのは多分前年の比率何%に対してとかって多分考えだと思います。ただ、それ以上に減ったのには根拠が多分あるんだと思うんですけど、それをどのように見定めしたのかをお尋ねしているんですが、いま一度お答えいただけないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 私どもがこの児童数を見込む場合ですね、直近数年程度のところの部分でその人数の減というものを参考としながらこの人数というものを設定してるんですけども、令和4年度のこの700人というのはですね、おおむね50人程度ぐらいの減ということで見込んでいたんですが、それよりも上回った形での660人という形になったということでございます。内容的には様々な要因があるかと思うんですが、出生数ですね、それから転入・転出、そういった様々なことがございますし、あと、年齢によってですね、その対象となる人数が卒業すればですね、その該当ではなくなると、そういったいろんな要素をですね、加味していろいろ人数については設定してきたというような状況でしたが、本年度についてはこのような人数になったということで御理解賜ればというふうに思います。

○議長（中山 哲君） ほかに。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 10目の認定こども園整備事業費の14節旧清水小学校プール跡地整備工事費は2,718万6,000円の減ということなんですけど、少ない経費で最大効果を上げたということだろうと思うんですが、あまりにも金額が大きいもんですから、その理由をお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

旧清水小学校プール跡地整備工事費で2,718万6,000円の減額でありますけど、工事の内容といたしましては、プール跡地を有効活用し、駐車場の整備をいたしました。減額が多くなった理由につきましては、当初、予算時予定しておりましたアスファルト舗装を現在の色麻幼稚園を解体後、駐車場を一体として舗装することに見直しをかけたことと、盛土材の手配につきまして、大原地区工業団地で建設中だったJ A全農ラドファさんより土の提供があり、材料運搬代が発生しなかったことにより安価になったため減額が多くなりました。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、29ページに移ります。

29ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費、32ページまでありますけれども。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 30ページですね、委託料で予防接種委託料779万1,000円の減のこの理由を述べていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

予防接種委託料の減額779万1,000円でございますが、この予防接種、全部で16の予防接種を行っております。その中で接種がですね、少なかったのがですね、16のうち高齢者インフルエンザのですね、インフルエンザの予防接種が当初510万円ほど見込んだんですが、実績で389万7,000円ということで、大きな要因はこちらの高齢者インフルエンザの接種がちょっと低かったということで、76%ほどの接種率となっております。そのほかにもほかに15の予防接種がありまして、その種類ごとに若干当初見込んでたよりはパーセンテージがちょっと低かったということで、トータル700万円の減額となったということでございます。

○議長（中山 哲君） ほかに。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今の説明ですと、高齢者の方々のインフルエンザの予防接種が受けてもらえなかったということなそうですが、私も今回一般質問の中でいろいろお話をさせてもらったもんですから、この金額があまりにも大きいもんですから、やっぱり今後なるべく、100%にはならないと思いますけども、やっぱりこの予防接種を進めていただくように、またさらに鋭意努力していただきたいということで、このことについて担当課長より答弁いただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

予防接種ですね、100%というのはなかなか難しいと思うんですが、周知に努めまして、広報紙、有線等で広く町民の方に周知したいと思っております。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

31ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

32ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第3項下水道費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、農業費の33ページで1点だけお伺いしておきたいと思えます。

農業振興費。

○議長（中山 哲君） 福田議員、マイク上げて。

○12番（福田 弘君） 33ページの農業振興費なんですが、その中の18節で経営発展支援事業費1,875万円、大きい金額が減額されております。これについては当初で1,500万円、7月の第2号補正で375万円、計1,875万円を予算計上しておったわけですけれども、今回、全額が減額というふうになっております。この事業については当初予算審議の際です、2番議員のほうからもその事業内容等について質疑があったわけですけれども、改めてその事業内容と、その全額減額せざるを得なかった理由についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

この事業については、いわゆる新規就農者が対象になる事業でございます、2名の方が、申込みがありました。その中で1名については牛舎の建築、1棟ですね、それからもう一方については肉用牛の導入、17頭ほどの導入を見込んでおりました。この方たちについては、青年等就農資金ということで、融資を受けるということで進めておったんですが、日本政策金融公庫による事業計画の妥当性などの審査がありまして、それが通らなかったということで、今回、全額の減額とさせていただいたところでございます。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 融資の審査で引っかかってしまったと、落っこちてしまったという、その1点だけの理由ということでよろしいわけですね。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

2名とも融資が通らなかったということでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ページ数34ページ、6目生産調整対策で18節の補助金、ここに293万6,000円、エゴマ栽培推進事業なるものが計上されておりますが、この事業の内容はどのようなものか説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

これについては、そのエゴマを栽培した方に支援をするものでございまして、エゴマを出荷された方に1キロ450円の支援と、それから団地加算ということで、おおむね30アール以上の団地で10アール当たり50キロ以上の収穫というか、生産をされた方、それからもう一つが団地加算でおおむね60アール以上の団地で、これも10アール当たり50キロ以上を出荷された方に対する支援でございます。それから畑作支援ということで、畑でそのエゴマを作っている方に対する支援という内容で、総額で293万円、失礼しました、当初予算で400万円見込んでおりましたけども、今回293万6,000円を補正しまして、693万5,575円という内容でございます。

○議長（中山 哲君） 6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） エゴマ作付農家に対する各種加算ってということですが、エゴマの収穫時期等を勘案して、毎年やってこの時期だと言われればしょうがないんですが、なぜ今頃、今の時期に計上するのか。その辺は、毎年今の時期計上という形でやっているのか、その辺お聞きします。というのは、状況が状況ですから、通常ベースであればよろしいんですが、290万円協力した、それは完全なる町からの支援ということなんですが、その辺の絡みも適正に支払い時期は把握しておくべきではないかなと思うんですが、その点について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

このエゴマの栽培推進事業補助金については、毎年、年間の事業総額の2分の1相当を当初予算でつけておりまして、その後に、いつもこの時期に補正するというようなことでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） そのくらい特産物のエゴマに力を入れているのであれば、これからはなお一層頑張らなきゃならないと思うんですが、再度心構え等をお願いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、エゴマについては地域特例作物ということで、特産品として農家さんにも頑張ってもらっているということもございますので、なお、今回そのエゴマについてはるる問題ございましたけれども、これについては今後も地域特例作物として、色麻の特産品として、町としても推進に向けて努力していきたいと思っています。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに農業費、ありませんか。（「なし」の声あり）

次、35ページ。

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 2目の12節委託料、こちらについて交流人口増加のためのコンテンツ創設戦略策定業務委託料、今回252万9,000円減額しております。これは先ほどちょっと一般質問をしている部分ではございますけれども、いま一度お尋ねしたいと。このコンテンツ創設の概要、戦略策定とは一体どういったものを考えての内容になっているのかを、お尋ねをまずしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

この事業につきましては、その従来の観光施設のようなものへのその集客という形ではなくて、本町ならではのその何々をすることを発掘して、それを、その磨き上げを行いながら観光施設、観光部門として交流人口の増加を図っていきたいということで事業を実施したものでございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 結局この委託料というのはコンサル、仙台株式会社プレスアートの支払い額ということで承ればいいのかなど。俗にいう仙台のタウン誌、S - s t y l eとかK a p p oとか、ああいった雑誌出してるコンサル会社の委託料ということになるんでしょうか、お尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 株式会社プレスアートに対す

る委託料でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） しかれば、このプレスアートさんに対して、町としてのこの約、減額して1,000万円近くの金になるのかな、ここに。約500何がしか、失礼。500万円近くお金をどのような形で戦略策定を御依頼しながら進めていこうという考えでいらっしゃるのか、それを今回のワークショップに生かしたのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

事業費につきましては、543万2,900円でございます。その事業の内容については、一つは調査分析ということで、地域資源の調査分析を30件出すこと。それから、認知度調査ということで1回実施。それから、ワークショップを全部で4回の開催をすること。それから視察研修の実施ということでございまして、当初予算で796万2,000円計上しておりましたが、事業費が543万2,900円ということで、今回252万9,000円の減額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 4目の新型コロナウイルス感染症対策費、その中のですね、運送事業者燃料価格高騰対策事業補助金、今回378万円減額なさっております。これについては9月のですね、第4号補正で834万円を予算計上し、燃料高騰対策に充てるということで始めた事業でございます。それで、その際の提案理由の中でですね、トラック事業者26社、バス事業者2社、タクシー事業者1社という内容でですね、おのおの所有台数などをいろんな調査、調査といいますか、国・県の機関から調査して予算計上なされたわけですがけれども、実際の予算のうちですね、45%ほど減額するという状況になったようでございます。結構、運送事業者の中ではですね、燃料価格の高騰、今も継続して大変苦しいという中ですがけれども、これについては実際、申請なされた会社そのものが少なかったのか、あるいはその会社で所有している台数が少なくてこの結果になったものか、その辺ちょっと把握できていれば、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

補正予算の段階で、その業者の把握ということで、税務課なりの協力を得ながらその対象事業者を積算したというような状況でございましたが、トラック事業については17社、バス事業者については2業者、タクシー事業者については1業者ということだったんですが、実績といたしましてはトラック事業者が8社、バス事業者が2社、タクシー事業者が1社ということで、事業数が見込んでいた業者数よりも少なかったというのが主な原因でございます。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） ちょっと私もですね、当初質問した中で、そのトラック26、バス2、タクシー1という内容で質問したんですけれども、補正予算の時点で答弁がその数字だったものですから、今使わせていただきました。ただ、今、課長のほうの答弁聞きますと、トラック事業者17社中8社、あと、それからバス、タクシーについては把握なさっている事業所全てから申請がなされたという状況ですね。そうしますと、トラック事業者17社、把握して8社、約半数しか申請なさってないようなんですけれども、そうしますと、この残りの9社というのは、実際は町内に存在しなかった事業者なのか、あるいは申請なさらなかった事業者なのか、その辺は把握できてないんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その事業を実施する段階の広報といたしましては、その町の広報紙なり、有線放送を使って周知をしながら申請の受理を行ってきました。その中で、当初見込んでいた業者が来なかった場合は、直接その確認を取りながら進めたということで、来なかった、申請しなかった業者さんについては、主に個人業者さんということでございました。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、周知の方法については広報紙、そして有線放送の活用の中で周知したということですが、実際その会社にですね、有線放送があれば、その内容については分かったと思います。また、広報紙については、町内の一般家庭であればほぼですね、全ての家庭に届くわけですが、会社そのものが、本社などが町外にあると、単なる事業所しか構えていない、そこに数名の社員しか勤務なさっていないということになるとですね、どうしてもそういう有線放送と広報紙だけの広報媒体では行き届かないのかなというふうに考えます。この事業について、予算残額もありますし、この地方創生臨時交付金を活用した中で実施していると思いますので、結構、運送事業者は困ってますので、その辺ですね、やはり何らかの形で啓発といいますか、掘り起こしといいますか、その辺もですね、必要だったのかなというふうに考えますけれども、その周知方法については、問題はなかったというふうに考えているかどうかだけお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その広報については広報紙、それから有線放送と、それから説明不足だったかもしれませんが、直接事業者と連絡を取って申請を促しましたが、最終的に辞退したということで、対象者が減少になったということでございます。

○議長（中山 哲君） ほかに商工費ありませんか。（「なし」の声あり）
暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後 3 時 1 4 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

議案書37ページから入ります。

第 8 款土木費第 2 項道路橋梁費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 道路橋梁費のですね、6目でお伺いしておきたいと思います。

広域 1 号線の舗装工事費、今回1,581万円、大きい金減額されておりますけれども、この減額した理由は入札による差金なものなのか、それとも事業料を減らしてこの額になったものかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

広域 1 号線舗装工事の1,581万円の減額でございますが、減額が多くなった理由につきましては、先ほど議員のおっしゃるとおり、入札時の落札率が大きかったことで契約金額が大幅に安価になったことでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、入札の結果、この額が減額されたということですが、入札はいつ頃執行されたものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

広域 1 号線舗装工事でございますが、こちらのほうは 2 本発注しております。1 本目が令和 4 年の10月です。あと、もう一本目が令和 4 年の12月でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 10月と12月ということですが、この広域 1 号線、結構距離も長くてですね、傷んでいる箇所が相当数見受けられます。10月、12月でですね、入札が執行完了になっているのであれば、事業量を若干なりとも増やしてこの舗装距離をですね、伸ばすということは不可能だったものかどうか。補助事業なりなんなりということですね、難しかったのかもしれませんが、その辺について極力ですね、傷んだ場所を早急に直すという努力はなさらなかったのかどうか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

距離を伸ばしたり、事業量を増やすということではございましたが、この時点で補助事業で特定防衛施設周辺整備調整交付金のほうを使っておりますので、額が確定しておりますので、一般財源のほうが増えてしまうということではございませんので、延長のほうは

しませんでした。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

次、第3項河川費。（「なし」の声あり）

第4項住宅費。（「なし」の声あり）

第5項下水道費。（「なし」の声あり）

第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第2項色麻小学校費。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。（「なし」の声あり）

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

43ページ。

第11款災害復旧費第2項農林水産業施設災害復旧費。（「なし」の声あり）

第13款諸支出金第1項基金費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、7ページに戻りまして、第2表繰越明許費。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、第3表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、8ページ。

第4表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算
(第2号)

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第5号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第5号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書44ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出総額に51万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,308万円と定めるものになります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

資料のほうは、議案書49ページをお開きください。

まず歳入ですが、第1款1項1目利子及び配当金におきまして5,000円を増額補正し、補正後の予算額を5万円とするものです。

次に、第2款1項1目教育費寄附金では、奨学資金貸付基金指定寄附金で2万9,000円を補正し、補正後の予算を3万円とするものです。この御寄附は愛宕山公園アメニティ推進協議会様から3万円を頂戴いたしました。御寄附いただきました資金は、奨学事業による運営に有効に活用させていただきたいと思っております。ここに改めまして御寄附賜りました愛宕山公園アメニティ推進協議会様に感謝申し上げます。

第3款1項1目奨学資金貸付基金繰入金では、奨学資金化貸付基金繰入金300万円を減額補正するものでございます。こちらは予算より貸付者が少なく、繰入れする必要がなくなったための減額となります。

次に、第4款2項1目返還金では、348万4,000円を増額補正するものでございます。こちらは奨学資金貸付金返還額が予算よりも多く返還されたための増額補正となります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

資料のほうは、50ページをお開きください。50ページです。

第1款1項1目積立金におきましては183万9,000円を増額補正をし、予算を286万円とするものです。

第2款1項1目貸与事業費においては、貸付者が少なかったための132万円を減額し、補正後の予算額を1,020万円とするものです。

以上で、令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書49ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第2款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第3款繰入金第1項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第4款諸収入第2項返還金。（「なし」の声あり）

50ページ、歳出に入ります。

第1款積立金第1項積立金。（「なし」の声あり）

第2款貸与事業費第1項貸与事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算 (第4号)

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第6号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第6号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万円を減額し、歳入歳出予算の総額を593万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書57ページを御覧いただきたいと思います。

第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費1目工業団地整備事業費の12節委託料で、補償調査業務委託料で36万円を減額するものでございます。この委託業務は今後予定をしております大原工業団地第3工区の造成に伴う建物等の移転等に係る補償額を算定するための基礎データを調査するもので、委託料が確定したことによる減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

56ページを御覧ください。

第4款県支出金第1項県補助金1目産業用地整備促進事業補助金では、歳出で御説明を申し上げました補償調査業務委託料の確定による減額に伴いまして、その財源といたしております当該補助金につきまして、同額の36万円を減額とするものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書56ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款県支出金第1項県補助金。（「なし」の声あり）

次に、57ページ、歳出に入ります。

第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)

○議長(中山 哲君) 日程第7、議案第7号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長(今野和則君) 議案第7号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に3,365万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,416万8,000円と定めるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

63ページを御覧願います。

第1款第1項1目一般被保険者国民健康保険税では、国民健康保険税の収入見込みがほぼ固まったことによる補正であります。第1節医療給付費分現年課税分から第6節介護納付金分滞納繰越金まで合計で437万9,000円の増額といたしました。

第4款第1項1目保険給付費等交付金の普通交付金及び特別調整交付金、合わせて3,002万5,000円の増額といたしました。

第5款第1項1目利子及び配当金では、基金運用により預金利子として2万円の増額といたしました。

64ページを御覧願います。

第6款第1項1目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金、一般会計繰入金及び未就学児均等割保険料繰入金につきまして、今年度の額確定に伴い264万4,000円の増額といたしました。

第6款第2項1目財政調整基金繰入金では、1,700万円の減額といたしました。本年度は基金からの繰入金5,000万円で会計運営が可能となる見込みです。

第8款第2項雑入において、一般被保険者第三者納付金及び一般被保険者返納金で1,359万円を増額補正としております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

65ページを御覧願います。

第1款第1項1目一般管理費では、人件費の調整及び役務費等の額が固まったことによる38万9,000円の減額であります。2目団体負担金では、3万3,000円の減額としました。

第1款第2項1目賦課徴収費では、委託料の額が固まったことによる52万円の減額としました。

第2款第1項1目一般被保険者療養給付費では、医療費のこれまでの推移と予算残額等を考慮し、1,650万円の増額といたしました。

66ページを御覧願います。

第2款第2項1目一般被保険者高額療養費では、高額療養費のこれまでの推移を考慮し、695万6,000円の増額といたしました。

第5款第1項1目特定健康診査等事業費では、今年度の健康診査実績に基づき、特定健診委託料で104万4,000円の減額といたしました。

第5款第2項1目疾病予防費では、生活習慣病予防教室事業中止により報償費等合わせて59万3,000円の減額としました。

67ページを御覧願います。

第7款第1項4目県支出金還付金では、国保資格喪失後に国保保険証で病院受診し、保険給付したケースがあり、保険給付費等交付金返還金として1,278万1,000円の増額といたしました。

以上、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書63ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税。（「なし」の声あり）

第4款県支出金第1項県補助金。（「なし」の声あり）

第5款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第6款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第8款諸収入第2項雑入。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ここで、第1目で27万円、これは民法による第三者加害行為による損害賠償だと思うんですが、その内容について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

この第三者行為による損害賠償金でございますが、これは交通事故、第三者による行為が原因で受傷した場合の医療費につきまして、一旦国保で給付し、後日、国保連を通じまして加害者側の自賠責保険等から支払われる賠償金という内容でございます。

○議長（中山 哲君） 6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 損害賠償金の内容は、交通事故という事由による損害賠償でよろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 交通事故によるものと御理解いただいてよろしいと思います。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 第3款一般被保険者返納金1,332万円という金額、この内訳を説明していただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

こちらの返納金につきましては、提案理由でも御説明申し上げましたが、国保の資格喪失後にですね、国保の保険証を使用しまして病院受診した、そのための返還ということになります。内容的にですね、件数で申し上げさせていただきたいんですが、14件の件数でございます。こちらお示しのような金額ということになっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） すみません、第8款だったんですけど、先ほど担当課長から1,332万円の説明あったんですけども、ちょっと聞き取りにくくてですね、ちょっとその内容を、具体的にどういう内容だったのか。多分、この返還されたやつは歳出のほうですね、県のほうへの支出金の還付金という形で逆に流れていくというふうに思います。多分、保険適用なんなかったやつが保険適用されて、最終的に審査なりなんりの結果、返還が必要になったから町のほうに返還していただいて、それをこの歳出で県のほうに町のほうでさらに返還したという流れでいいのかどうか、その辺も併せて御説明賜ればと思うんですけど。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

今、福田議員おっしゃったようなですね、流れになるんですけども、国保資格喪失後に病院にかかれた方がですね、医療機関受診しますけれども、本来、社会保険であったということで、町と国保連と医療機関と社保の中でですね、そのやり取りございまして、歳入と歳出ございましたけれども、そういう歳入される、また、その分歳出すると、こういう仕組みで今回返納金というものが発生しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 了解ですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

次に、65ページ、歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項町税費。（「なし」の声あり）

第2款保険給付費第1項療養諸費。（「なし」の声あり）

第2項高額療養費。（「なし」の声あり）

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分。（「なし」の声あり）

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） この中の委託料、今回104万4,000円ですか、特定健康診査ということで、多分メタボ関係の件だと思われます。当初見てたものの100万円減額になると。事業計画は計画として、そのあたりをどのように検証して、今回のこのマイナス減額になったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

この特定健康診査等でございます、委託料でございますけれども、こちらは健診を受診するケースですね、集団というものと個別というものがございますけれども、人数で申し上げますけれども、集団での健診での見込み人数は当初750人で見込んでおりましたけれども、実人数が662人という結果となりました。あと、個別での健診についてはですね、当初は37人ということで見込んでおりましたが、実人数は2人ということになりましたためですね、今回104万4,000円の委託料の減額ということになったということでございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 集団と個別、当然ありましたわね、これね。どちらも当初見込んでたものよりマイナスになって、その数字がここに反映されているというのは御理解はできますけれども、当初で立ち上げたとき、多分、前年度の部分も含めて考えられたと思います。今回のこの数字の検証をどのように考えたのか、考えていたのか。見込んでやったとは思われますけれども、その点もう少し分かりやすく教えていただきたいと思いません。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

人数については、ここ近年の状況を勘案しながらですね、国保の被保数等も加味しながら人数というものは当初見ておったところでございます。ただ、コロナ禍ということで原因もあったのかなというふうに分析はしてるんですが、なお引き続きですね、多くの方が受診いただけるようにですね、努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第2項保健事業費。（「なし」の声あり）

67ページ。

第6款基金積立金第1項基金積立金。（「なし」の声あり）

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 8 号 令和 4 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（中山 哲君） 日程第 8、議案第 8 号令和 4 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第 8 号令和 4 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から292万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,023万6,000円と定めるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

議案書73ページをお開き願います。

歳入ですが、第 1 款後期高齢者医療保険料では、1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料合わせて160万3,000円の減額といたしました。

第 3 款繰入金では、一般会計繰入金の事務費分として18万2,000円の減、保険基盤安定繰入金で28万4,000円の減など、合わせて46万6,000円の減額といたしました。

第 5 款諸収入では、健康診査等受託料で健診受診者の実績に基づき74万円の減額、後期高齢者医療制度特別対策事業補助金におきましては、しかも豊齢かつば元気塾の事業実施により 3 万1,000円の減額、市町村事務経費補助金で 8 万円の減など、合わせて11万1,000円の減額となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

74ページを御覧願います。

第 1 款第 1 項総務管理費では、役務費で15万6,000円の減額。第 2 項徴収費では需用費、役務費合わせて 7 万6,000円の減額。第 3 項健康診査等事業費では、後期高齢者医療対象者健康診査委託料で実績に基づき74万円の減額。第 4 項保健事業費では、しかも

豊齢かつば元気塾の実施により需用費、委託料合わせて6万1,000円の減額といたしました。

75ページを御覧願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料等を広域連合へ納付する項目となりますので、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金で減額した分188万7,000円の減額となっております。

第3款諸支出金では、保険料還付金で5,000円の増額。

第4款予備費において、歳入歳出予算調整のため5,000円を減額とするものです。

以上、令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書73ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

第3款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第5款諸収入第4項受託事業収入。（「なし」の声あり）

第5項雑入。（「なし」の声あり）

次、歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項徴収費。（「なし」の声あり）

第3項健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

第4項保健事業費。（「なし」の声あり）

75ページ。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

第4款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第9号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第9号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ554万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ8億2,103万5,000円とするものでございます。

歳入補正の主なものから御説明申し上げます。

議案書81ページを御覧ください。

第1款介護保険料第1項介護保険料、第1号被保険者保険料では、現年度分特別徴収、普通徴収保険料合わせて267万7,000円の減額。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金では、介護給付費負担金で43万5,000円の増額。第2項国庫補助金では、5万1,000円の増額となります。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金では、59万6,000円の減額。

第5款県支出金第1項県負担金では、介護給付費負担金で415万円の増額。第3項県補助金では、108万4,000円の減額となります。

議案書83ページ、御覧いただきます。

第6款財産収入では、介護給付費準備基金利子で1万5,000円の増額。

第7款繰入金第1項他会計繰入金では、合計で25万4,000円の増額。第2項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金で500万円を増額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

84ページを御覧ください。

第1款総務費では、第2項徴収費から第4項計画推進費において、事業実施に伴う予算の整理により、合計で181万5,000円の減額としております。

85ページを御覧ください。

第2款保険給付費では、各サービスごとの給付実績から今後の給付額を見込み、第1項介護サービス等諸費から、86ページ、第5項特定入所者介護サービス等費まで、合計で2,230万1,000円を増額いたしました。

第5款地域支援事業費では、事業実績や給付実績から今後の給付額を見込みまして、第1項一般介護予防事業費から3項介護予防生活支援サービス事業費で511万2,000円を減額いたしました。

第7款予備費におきまして1,083万7,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書81ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款介護保険料第1項介護保険料。（「なし」の声あり）

第3款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金。（「なし」の声あり）

第5款県支出金第1項県負担金。（「なし」の声あり）

第3項県補助金。（「なし」の声あり）

83ページ。

第6款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項徴収費。（「なし」の声あり）

第3項介護認定審査会費。（「なし」の声あり）

第4項計画推進費。（「なし」の声あり）

85ページ。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費。（「なし」の声あり）

第2項その他諸費。（「なし」の声あり）

第3項高額介護サービス費。（「なし」の声あり）

第4項高額医療合算介護サービス費。（「なし」の声あり）

第5項特定入所者介護サービス等費。（「なし」の声あり）

第4款基金積立金第1項基金積立金。（「なし」の声あり）

第5款基金支援事業費第1項一般介護予防事業費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 7節の報酬費、今回、講師謝礼103万円減額されております。この介護予防事業はですね、やはりこれからの高齢者の方々が生き生きと元気で地域で暮らせるためには大変重要な事業だと思いますけれども、そうした中で、今回、講師謝礼103万円減額されています。具体的に年度当初でどういう事業をどの程度予定して、結果としてこの金額を下ろすことになったものかどうか、その辺だけお聞きしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

この103万円の減額、講師謝礼の内容でございます。当初ですね、地区で開催の高齢者の生き生き活動支援事業ということで、健康運動指導士の派遣ということで、講師の謝礼を2万円と見ておりました、全地区の3回分を見ておりました。実質ですね、コロナの影響もありまして、各地区の活動がなかなかできないということで、今回15地区、合わせて24回の派遣ということで実績見込みを立てておりました、大まかこちらのほうの金額が、減額の理由がほとんどこちらになっております。ほかの、例えば公民館との生き生き講座などではですね、予定どおり実施している状況でございます。主な要因的には、こちらの地区の生き生き活動支援事業がですね、なかなか開催できなかったということで、103万円を減額したということでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、87ページ。

第5款地域支援事業費第2項包括的支援事業任意事業費。（「なし」の声あり）

第3項介護予防生活支援サービス事業費。（「なし」の声あり）

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

第7款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。休憩は5分です。

午後4時02分 休憩

午後4時08分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

日程第10 議案第10号 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第10号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第10号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出それぞれ277万1,000円とするものでございます。

歳入の補正から御説明申し上げます。

議案書94ページを御覧ください。

第1款サービス収入第1項介護給付費収入で8万6,000円の減額。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金で61万4,000円を減額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

95ページを御覧ください。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費の人件費、介護予防サービス計画作成業務委託料合わせて70万円を減額いたしました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書94ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款サービス収入第1項介護給付費収入。（「なし」の声あり）

第2款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

次、歳出に入ります。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算
(第4号)

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第11号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第11号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業実績等に基づく補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,279万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億7,221万円とするものです。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

102ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金第1項分担金では、農業集落排水事業受益者分担金の加入者がございませんので、3万円の減額としました。

第4款繰入金第1項他会計繰入金では、今回の予算整理により一般会計繰入金917万円の減額といたしました。

第7款町債では、個別排水処理施設整備事業で浄化槽の設置工事が確定しましたので、360万円の減額としました。

第8款財産収入第1項財産運用収入では、下水道基金利子8,000円の増額といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

103ページをお開き願います。

第1款総務費第1項総務管理費では、下水道積立基金で7,000円の増額、消費税及び地方消費税で109万7,000円の減額など、増減合わせまして109万円の減額といたしました。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目農業集落排水管理費では、施設管理委託料、賃借料を合わせて156万9,000円の減額といたしました。第2目農業集落排水事業費では、公共ますなどの設置工事請負費として123万2,000円の減額といたしました。

第3款特定環境保全公共下水道費第1項特定環境保全公共下水道事業費第1目特定環境保全公共下水道管理費では、施設管理委託料46万6,000円の減額。第2目特定環境公共下水道事業費では、公共ますなどの設置請負工事費として195万7,000円の減額といたしました。

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費第1目個別排水管理費では、浄化槽管理委託料の事業費確定に伴い127万8,000円の減額。第2目個別排水事業費では、浄化槽の設置工事費として520万円の減額といたしました。

次に、戻りますが、99ページをお開き願います。

第2表地方債補正ですが、個別排水処理施設整備事業で浄化槽の設置工事が確定しましたので、借入限度額を2,450万円から2,090万円とするものでございます。

以上、提案内容の御説明といたします。よろしく御審議のほうを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書102ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款分担金及び負担金第1項分担金。（「なし」の声あり）

第4款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第7款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

第8款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

次、103ページ、歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 第2款個別排水事業費の、当初では1,070万9,000円の予算措置をしながら約半分の520万円の減ということは、この内容を詳しく説明をしていただきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の減額補正につきまして、当初計画では10基予定してたんでございますが、あくまでも前年度に申込みを受けて設置するものではございませんので、年度によって設置個数がまちまちになっておりますので、5年間の遡って大体が10基という設置でございましたので、今回10基設置し、啓蒙普及とかもしましたが、応募したのが5基ということでございます。

○議長（中山 哲君） 11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） この個別排水事業というのは、町が力を入れている事業の一つだと思いますが、その半分にしか満たないということは、申込みがなかったからということの回答では理解すればよろしいんですけども、やはり町側でこれを推進する立場になればですね、当初でこれだけの予算取っておきながら半分ってというのは、ちょっといささか私からすれば理解できないものですから、今後この個別排水事業を進めていくためには、担当課長としてはどのように考えていくのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

現住宅において、浄化槽の設置工事っていうのが申請する方はまず少ないです。新築やリフォームする際に浄化槽設置や下水道設置がほとんどでございますので、啓蒙活動をしなが、より一層力を入れて供用個数を増やしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、99ページに戻りまして、第2表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第12号令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第12号令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度企業債借入れによる令和4年度から発生します利息の補正であり、予算第3条に定めました収益的支出の予定額の組替え補正を行うものでございます。

まず初めに、収益的支出から御説明いたします。

議案書106ページをお開き願います。

第1款水道事業費用第2項営業外費用第1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として46万4,000円の増額といたしました。第4項予備費で46万4,000円を減額し、収益的支出予算の調整といたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。詳細については款項を追っての御審議の際、御質疑にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書106ページ、収益的支出です。ちょっとお待ちくださいね。

収益的支出。

第1款水道事業費用第2項営業外費用。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今回のやつは、要するに企業債の利息46万4,000円を計上、それを予備費で調整して帳尻を合わせたということですね。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議員のおっしゃるとおりです。（「よく分かりました」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第4項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第30号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第10号）

○議長（中山 哲君） 日程第13、議案第30号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第30号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、債務負担行為の限度額の変更のみということになります。

本日お渡ししました追加提案のほうの議案書、2ページ御覧ください。

第1表債務負担行為補正でございます。スクールバス運行業務の委託でございますが、期間の変更はなく、令和7年度までとなりますが、限度額を1億2,500万円から1億

7,460万円に、4,960万円を増額するものであります。

次に、幼稚園バス運行業務の委託でございますが、期間の変更はなく、令和5年度までとなりますが、限度額を2,100万円から730万円に、1,370万円を減額するものであります。

以上、補正予算（第10号）の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは質疑に入ります。

追加議案書2ページ。

第1表債務負担行為補正。質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今回の債務負担行為についてですが、幼稚園バスの運行については認定こども園の関係も含み、多分こういう形になったんだろうと思われまして。ただ、スクールバス運行業務に対して、補正前、補正後、約4,000万円以上、上がっている。昨今における原油高騰、あと、昨年10月からのタイヤが値上げとか、そういった部分が要因にあるのかどうか、詳しく説明を求めたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、スクールバスの債務負担行為の当初の設定額が1億2,500万円から1億7,460万円ということで増額、幼稚園バスの運行業務の委託が2,100万円から730万円の減額ということで、まずもってですね、一番の今回の補正の要因は、議員さんおっしゃるとおりですね、燃料費の高騰、タイヤの高騰、あと、整備費用の高騰ということで、教育委員会では2回ほど入札を執行させて入札会を開催しようとしたんですが、どちらも全者辞退ということになりまして、今現在、受託している業者とちょっと打合せといいますか、今の現状をですね、調査をいたしました。そのところ、議員さんおっしゃったように、燃料費も高騰していると、タイヤも上がっていると、車検については2倍、3倍になってるよというところで、従前はですね、東北運輸局で定めます下限額というところを用いて積算をして発注をしてたところでございますが、それでは、今現在の状況では受託できないよということのお話をいただきまして、こちらでちょっと積算を見直しいたしまして、今回のような金額の債務負担行為設定額になりました。

スクールバスについては増額ですので、そのような形なんですけど、幼稚園バスについ

ては当初も1年間という想定でいたんですが、従前、単年度もですね、例えば来年、今回発注しようとするのは5年度ですので、5年度の総額の33%を幼稚園のほうの分ということで債務負担行為設定をしていたんですが、業者のほうからの聞き取り調査等を行い、町のほうで積算をしたところ、730万円という金額が導き出されましたので、今回730万円という金額を設定させていただきました。幼稚園バスについては1年間という形になります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、課長の答弁聞くと、幼稚園バスからいきますと、当初は2,100万円、3年分として多分その33%の計算の数字が今回の730万円に設定科目として計算したところになったということで承知おきしておけばいいのか。

また、スクールバスについて、先ほど言ったとおり、原価高騰における問題で、これ入札の仕方はどのようになったのか。要は2回不調というのも辞退という形になってますんで、入札としてはどのような形式を取られたのか、お尋ねをしておきます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えします。

まず、幼稚園バスの積算の方法でございますが、補正前の部分についても、単年度の予定での積算でございました。こちらがですね、単年度、幼稚園バスとスクールバス、おのおの積算するのではなくて、一緒に積算して、その割合がスクールバス67%、幼稚園バス33%ということで、積算というか、分けて債務負担行為を設定していたところですが、今回は幼稚園バスのほうをですね、積算を通常どおりしまして、この730万円になったというところでございます。

それで、スクールバスと幼稚園バスの入札、2回ほど不調になったというところで、その内容はというところでございますが、今、色麻町のほうにですね、バス事業で指名参加願を出してるのが3業者いらっしゃいますので、そちらのほうに、3業者に入札の通知を出しました。通常の指名競争入札になります。それに、本来であれば、今、郵便入札ですので、郵送で入札書が送られてきて、当日、開札を行い、落札業者を決定するわけなんですけど、その開札会まで行かず、その前にですね、入札辞退届が提出されたというのが2回ほどあったというところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） いや、課長ね、入札辞退は分かるんですけど、今回これを債務負担行為するってことは、どこかのバス会社さんが受けていただいたのかなということでこちら御承知おきしてるんですよ。それをどのようにして決めたのかと、ここに補正後の金額が載ってるわけですから、それをどのような形式で決めたのか。要は今3者、色麻町にあるという話ですけど、今までは指名入札をしてましたけど、辞退通知が来たからという話までは分かるんですけど、その後どうしたんですかって話を今してるんです

が、そこをお示しただけではありませんかってことなんですよ。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、今の質問にお答えします。

今回は債務負担行為の設定ということで、まだ予算の裏づけがありませんので、契約行為は行っておりません。今回、議員皆さんのほうの議決を得られれば、そこからまた入札の手続きが始まりますので、まだ契約業者は決まっておりません。ただ、相談した業者は、今の受託している業者に相談は行っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第14、議案第13号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第13号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例は、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費を規定しておるものでございます。町長、副町長及び教育長の給料につきましては、従来から町長が10%、副町長及び教育長がそれぞれ5%の減額を実施してまいりました。今回の改正は、令和5年4月分から現在の町長の任期であります令和5年8月分まで、引き続き町長が10%、副町長及び教育長がそれぞれ5%の減額を行う改正であります。審議資料の2ページ、ちょっと量多くてあれなんですけれども、附則の第3項、第4項及び第5項について、今言った

10%、5%の減額を行う改正でございます。令和5年4月1日からの施行となります。

よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第15、議案第14号色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第14号色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例は、本町の特別職の職員で非常勤のもの及びその報酬などを定めているものであります。今回は、非常勤の特別職といたしまして、学校運営協議会委員を追加するものと、それから、学校医などの報酬を引き上げる改正ということになっております。

審議資料5ページ御覧ください。

まず、学校運営協議会委員でございますが、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、学校運営協議会の設置が努力義務となりました。このことによりまして、令和5年度から小中学校が義務教育学校に移行するに当たり、地域とともにある学校づくりを進めるため色麻学園に学校運営協議会を設置することといたしましたので、別表第1の奨学事業運営委員会委員の次に学校運営協議会委員、報酬の額、日5,700円を加えるものであります。

次に、学校医、幼稚園医、保育所嘱託医、学校薬剤師でありますが大崎管内の学校医などの報酬において、加美郡内の報酬単価が低く定められているということで、昨年末に加美郡医師会から引上げの要望がありました。これを受けまして加美町と協議をし、学校医、幼稚園医、保育所嘱託医の年額報酬を8万5,000円から10万5,000円に、学校薬剤師の年額報酬を3万5,000円から4万5,000円に引き上げるといった内容であります。なお、施行日は令和5年4月1日からとなります。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 色麻町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第16、議案第15号色麻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第15号色麻町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書111ページ並びに審議資料6ページをお開き願います。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、また、宮城県において、県内市町村国保における事務の標準化を図るため、出産育児一時金の額を一律50万円とする取扱いが示されたことに伴い、色麻町国民健康保険条例について関係規定の改正を行うものであります。改正の内容は、第1項本文中「40万8,000円」を「50万円」に改め、同項ただし書を削るものです。内容について整理い

たしますと、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金50万円が支給されることとなります。また、市町村によって取扱いが異なっていた加算額は廃止されることになりました。産科医療補償制度対象分娩である場合、現行では40万8,000円に1万2,000円を加算し、総額42万円の支給とされておりましたが、改正後は加算額の廃止に伴い、一律50万円の支給となります。

なお、附則において、施行期日は令和5年4月1日から施行するものです。経過措置として、施行期日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によると規定しております。

以上、簡単ではございますが、色麻町国民健康保険条例の一部改正について提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま担当課長から説明ありましたが、このただし書は上限が3万円であるということがここにあるんですが、我が町では、今、説明ですと3万円じゃなくて1万2,000円、要するに40万8,000円に1万2,000円で42万円という形で対応してきたという形で理解すればよろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

小川議員おっしゃるとおりですね、上限が3万円という規則ございましたが、そのうち市町村裁量によって1万2,000円を加算し、総額42万円のこれまでの支給となっておりました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 色麻町青少年問題協議会条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第17、議案第16号色麻町青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） 議案第16号色麻町青少年問題協議会条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、少子化、情報化、国際化といった社会的な背景の中、いじめ、不登校、非行など、今、青少年の抱える問題は多様化、複雑化しております。加えて、コロナ禍での子供たちの心の変化などを踏まえ、青少年の非行を未然に防止するため、家庭、地域、学校、行政や各団体がそれぞれの役割及び責任をしっかりと果たしつつ、相互の協力、連携しながら地域が一体となった青少年の非行、被害の防止に努めているところでございます。

それでは、議案書112ページ、審議資料7ページをお開き願います。

今回の条例の一部改正は、委員定数の改正であります。本町におけるこれまでの青少年問題協議会委員数ですが、平成26年度に色麻学園小中一貫校が開校したことに伴い、旧色麻・清水小学校長のお2人が減になり12名となりました。以降、令和4年度に青少年育成推進指導員お一人が追加になり、現在13人となっております。今後、関係団体と代表者及び学識経験者である者の追加がないものと判断いたしましたので、現状を踏まえ、組織第3条第1項中「15人」を「13人」に改めるものでございます。

最後に、この改正条例の施行日ですが、公布の日からとなります。

以上、議案第16号について御説明申し上げます。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 条例では15人と定めていたけれども、現況が13人であるから、それに直すということではよろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 先ほどの社会教育課長の説明だとね、大変重要な役割を担っているわけであるけれども、その13人で十分に審議できるというふうに理解してよろしいんですか。そして、これは年に何回開催されますか。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

会議の回数は年1回でございます。議員御指摘のとおり、13名でその十分に審議できるのかという部分がございますけども、今のところ、今のところというか、委員の構成の方々を見ますと、それに託した方々、学識経験者なり公的な機関の長であったりしますので、現状を踏まえ13人というふうに定めたいというふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） あんまり言いたくないんですけどもね、今ね、課長の説明でね、多様化、複雑化してると。こういう青少年問題を解決するには、学識経験者もそうだし、いろいろな識者を組織して、本当に多くの方の人数で当たるのが普通であって、多様化、複雑化して、非常にこの青少年問題が重要だということを認識しておきながら減らすというのはどうも納得がいかない。分かりやすく言えば、なる人がいないから定数減らすんだよというふうにしか聞こえないの。実際そうなんですか。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） 一番その原因となるのが、平成26年度に小中一貫校になったため、先ほどもお話ししましたが、旧色麻・清水の校長先生お二人が減ったということが一番の原因でございます。その後、令和4年度に県のほうからですね、委嘱を各町にお二人ということで青少年推進指導員、こちらこれまでお一人だったんですが、令和4年度にお一人追加をして2名となり、体制としては13人で十分なのかなということで今回提案させていただきました。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ただね、その多様化、複雑化して、専門の知識を持った人が必要だという説明しておいて、小学校長の清水・色麻両校長が減ったから、その後、成り手がいないという失礼なんですけれども、委員になる人がいないから、結局この定数を減らすんだというふうにしか聞こえないんですよ。だから、実際そうなのかどうかっていうことを聞いてんの。そうでなければそれでいいですよ。やはりこういう問題っていうのはね、やっぱり本当に子供たちの立場になって考えていただける人が多ければ多いほどいいんだと思いますよね、実際は。ただ、成り手がいないのではどうしようもないので、だから本音はそこなのかなと思うんですけども、もう一遍お願いします。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

まず、組織の内訳でございます。大きくはですね、関係団体の長、それから学識経験者のある者で、現在は13名でございます。会長に早坂町長、副会長に半田教育長、それから子供会育成会の会長、行政区長会の会長、加美農業高等学校の校長先生、それから加美警察署の生活安全課、それから町人権擁護委員の方、それから町の保護司・更生保

護女性会の会長さん、それから小中学校の校長先生、それから先ほどお話ししました青少年育成推進指導員がお二人、それから学校のPTAの会長、それから民生児童委員の協議会の会長さんということで、本町を見ますと、今御説明した方々がその青少年に大きく関わっておりますので、この委員の数で十分だというふうに担当課としては理解してございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 4 時 5 6 分 延会
